

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (12月9日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第47号の上程、説明	6
議案第48号の上程、説明	7
議案第49号の上程、説明	7
議案第50号の上程、説明	9
議案第51号の上程、説明	10
議案第52号の上程、説明	11
議案第53号の上程、説明	11
散会の宣告	12

第 2 号 (12月12日)

開議、散会の日時	13
出席議員	13
欠席議員	13
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	13
事務局出席者	13
議事日程	14
開議の宣告	15
議案の訂正の申出について	15
一般質問	15
前 田 孝 議員	15
大 城 佐 一 議員	22

仲井間 宗 利 議員	25
金 城 勇 議員	27
宮 城 辰 徳 議員	30
吉 濱 覺 議員	34
散会の宣告	45

第 3 号 (12月13日)

開議、散会の日時	47
出席議員	47
欠席議員	47
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	47
事務局出席者	47
議事日程	48
開議の宣告	49
議案第47号の質疑、委員会付託	49
議案第48号の質疑、委員会付託	49
議案第49号の質疑、委員会付託	49
議案第50号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	49
議案第51号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	51
議案第52号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	51
議案第53号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	52
諸般の報告	53
散会の宣告	53

第 4 号 (12月14日)

開議、閉会の日時	55
出席議員	55
欠席議員	55
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	55
事務局出席者	55
議事日程	56
開議の宣告	57
議案第47号～議案第49号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	57
議案第50号～議案第53号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	59
陳情第9号～陳情第13号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	62
意見案第6号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	65
意見案第7号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	67
意見案第8号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	68

意見案第9号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	70
意見案第10号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	71
意見案第11号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	73
閉会の宣告	77
署名議員	77

平成28年第9回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成28年12月9日
会期 6日間
閉会 平成28年12月14日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月9日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明
12月10日	土	休 会		
12月11日	日	休 会		
12月12日	月	本会議	午前10時	一般質問 終了後、全員協議会（29年度予算について・意見書について）
12月13日	火	本会議	午前10時	議案第47号～第49号質疑、総務常任委員会付託 議案第50号～第53号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第47号～第49号総務常任委員会（説明～採決） 陳情第9号～第14号総務常任委員会（検討～採決）
12月14日	水	委員会	午前10時	議案第50号～第53号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後3時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見案等の処理（閉会）

会期日数 6日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数 2日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
9	平成28年11月7日	子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣 安男	総務常任委員会
10	平成28年11月7日	貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣 安男	総務常任委員会
11	平成28年11月7日	「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣 安男	総務常任委員会
12	平成28年11月7日	介護保険制度の見直しに対する陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣 安男	総務常任委員会
13	平成28年11月7日	「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣 安男	総務常任委員会
14	平成28年11月7日	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について	沖縄県町村議会議長会 会長 德里 直樹	総務常任委員会

平成28年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成28年12月9日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成28年12月9日 午前10時00分)

散 会 (平成28年12月9日 午前10時31分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 産業振興課長兼 大 城 武
農業委員会事務局長

副 村 長 島 袋 幸 俊 建設環境課長 新 城 寛

総務課長兼 神 里 富 松 会 計 課 長 山 城 咲 代
村史編纂室長

総務課参事 大 嶺 実 教 育 長 米 須 邦 雄

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 山 城 均

住民福祉課長 宮 平 和 美 選 挙 管 理 神 里 富 松
委員会書記長

企画観光課長 福 地 亮 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案 第47号	大宜味村税条例等の一部を改正する条例	提案説明
6	議案 第48号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議案 第49号	大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議案 第50号	平成28年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
9	議案 第51号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提案説明
10	議案 第52号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
11	議案 第53号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提案説明

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） ただいまから平成28年第9回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 金城 勇議員及び5番 宮城辰徳議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの6日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から12月14日までの6日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しを願いたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
9月定例会後の行政報告を行います。
9月15日、三村の一部森林が国立公園に指定告示されました。

11日には、小学校の統合後、初めての中学校と合同運動会が開催されました。

9月30日から10月2日まで、3日間、沖縄タイムスにおいて大宜味フェアを開催し、村の観光と物産、芸能のピーアールを行い、6,000名余の皆さんの来場者があり、盛況に開催することができました。

8日、9日には、やんばるの産業まつりがあり、村の物産のピーアールをすることができました。

12日から14日まで、青森県白神山地に国立公園の先進地視察を三村長、課長、担当職員で行ってきました。

29日には、石垣市久宇良の入植60周年記念式典に出席をいたしました。

30日には、村老人・婦人合同スポーツ大会が開催され、激励の挨拶をしております。

11月2日には、琉球大学・沖縄大学との連携事業を推進するために、協定書の締結を行っています。

11月15日から18日まで、東京において治水砂防大会、全国町村長大会、水産業大会、国保大会、簡水整備促進全国大会に参加し、政府機関に要請を行って来ました。

27日には、八重山一心会の総会及び敬老会があり、副議長、教育長とともに参加し、激励をしてきました。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。

10月14日まで発注いたしました、公共工事の入札結果を提出しておりますので御参照ください。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎議案第47号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第47号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第47号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年12月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）及び、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の施行に伴い、改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、財務課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

（知念和史財務課長 登壇）

○ 財務課長（知念和史） それでは内容を説明いたします。

まず本改正は、第1条に、大宜味村税条例の一部を改正する条例と、平成25年条例第20号にて改正した附則の未施行部分の一部改正を第2条で改正する条例となっております。

なお、適用条項の改正による条文の整理等字句の削除、修正等は省略させていただきます。

では、説明資料のほうで説明したいと思っております。説明資料の2ページをお願いします。

2ページから9ページにかかります第1条の改正では、第19条、第43条、第48条、第50条については、修正、申告等による延滞金の基礎となる期間の見直しに伴う改正でございます。施行期日は、平成29年1月1日からとなります。

説明資料10ページ、附則第6条については、個人村民税における医療費控除の特例の新設で、健康維持増進及び疾病予防への取り組みを行う個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、特定一般用医薬品等の購入費用を年間1万2,000円を超えて支払った場合に、その購入費用年間10万円を限度として、1万2,000円を超える額を所得控除するものでございます。施行期日は、平成30年1月1日からとなります。

説明資料11ページお願いいたします。第2条による改正であります。平成25年条例第20号で改正した未施行部分であります。外国居住者等の所得に対する相互主義による所得等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴う改正でございます。施行期日は、平成29年1月1日からとなります。

改め文の附則につきましては、第1条で施行期日、第2条で村民税に関する経過措置の規定でございます。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第48号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第48号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第48号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年12月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の施行に伴い改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、今回の大宜味村税条例の改正により、村民税の分離課税される利子や配当が国保税算定に用いる総所得金額に含まれることから、大宜味村国民健康保険税条例も同様の改正となっております。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第49号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第49号 大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第49号 大宜味村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年12月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

老人保健法(昭和57年法律第80号)の廃止、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の施行に基づき関係条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、住民福祉課長から説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。

(宮平和美住民福祉課長 登壇)

○ 住民福祉課長(宮平和美) では、議案第49号 大宜味村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

今回の改正は、第2条関係、2008年4月1日より75歳以上の老人医療は後期高齢者医療制度に移行し、老人保健法(昭和57年法律第80号)が廃止になりました。実際、身体障害者手帳、養育手帳の交付を受けている75歳以上のものへの医療費助成は実施されておりますが、第2条中の第2項医療保険確保の中に「(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」を加えて、根拠性を持たせました。

また、その号を加えることによって、3項における老人保健法にかかわる医療費の内容の改め、4項の「入院時食事療養費は2分の1の額とする」を削除しました。5項は、保健医療機関と位置づけですが、健康保険法第43条第3項第1号については、その他の高額療養費の支給に関する事項の規定でしたので、健康保険法第63条第3項第1号にて、保健医療機関及び保険薬局の規定に改めました。また、同項3号中の指定訪問看護ステーションにおいては、健康保険法第88条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項にある訪問看護事業所の規定を加えました。

また、第3条助成対象経費の第1項第1号中、医療費の一部負担金の額ですが、「入院時食事療養費及び入院時生活療養費に含まれる食費相当分については2分の1の額とする」を加えました。これは2条の4項で削除した助成対象費の内容を整理いたしました。同項2号については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)が施行されたため、第58条自立支援医療の追加、児童福祉法第20条の規定にあった育成医療、身体障害者福祉法第19条の規定にあった更生医療、老人保健法第17条の規定による医療費を改め、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療にかかる自己負担額を助成対象費に改めました。

次に第4条については、医療費の助成の対象者が曖昧であったため、対象者と改めて、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条や国民健康保険法第116条の2第1項第1号から第6号に規定する施設を対象とすることに改めました。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用としております。

なお、資料に新旧対照表を添付しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。
御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第50号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第50号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第50号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）

平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,171万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年12月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） では、議案第50号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、1億2,190万円の増額補正となっております。

歳入歳出予算補正、第1表で説明していきます。1ページのほうをお開きお願いします。まず、歳入の概要から説明します。

14款県支出金の9,511万9,000円の増額ですが、主なものとして、学校建設費に係る沖縄振興公共投資交付金9,547万5,000円の増額であります。

15款財産収入の2,635万5,000円の増額ですが、分譲地売り払い用地代であります。

16款寄附金3,190万円の増額ですが、村づくり応援寄附であります。

17款繰入金13万7,000円の増額ですが、工業用水道事業会計の余剰金の繰り入れであります。

20款村債3,260万円の減額ですが、過疎対策事業債3,540万円を減額し、総務債280万円の増額としています。

以上、歳入の概要です。

続きまして、予算書3ページをお願いします。歳出の主な概要を説明します。

2款総務費2,366万1,000円の増額ですが、主なものとして、一般管理費の生活路線バス確保対策補助金276万6,000円、財政管理費で村づくり応援寄附特典業務委託料1,888万3,000円、村史編纂費の印刷製

本費183万9,000円の増額となっております。

3款民生費93万6,000円の増額ですが、主なものとして、児童福祉総務費で貧困緊急対策事業の子供居場所づくりによるものです。

4款衛生費73万3,000円の増額ですが、主なものとして、こども医療費措置費でこども医療費助成金によるものです。

6款農林水産業費82万7,000円の増額ですが、主なものとして、農地費で排水路の修繕費の増によるものです。予算額の増減はございませんが、林業振興費の財源組み替えがあります。

7款商工費245万4,000円の増額ですが、主なものとして、企業支援施設費で水源地調査業務委託によるものです。

8款土木費649万9,000円の増額ですが、主なものとして、宅地造成費で分譲代金の返還金によるものとなっております。

次のページをお願いします。

10款教育費5,821万1,000円の増額ですが、主なものとして、学校建設費で補助事業、工事請負費によるものです。

4ページですね、13款諸支出金4,750万8,000円の増額ですが、結い基金と財政形成基金の積立金によるものです。

14款予備費1,892万9,000円の減額としております。

以上が歳出の概要です。

5ページには、地方債の補正を記載しています。限度額3億1,469万3,000円から3,260万円を減額し、2億8,209万3,000円となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長のほうから説明させます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第51号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第51号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第51号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,116万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,271万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、今回の予算補正は1,116万4,000円の補正でございます。

歳入の主な概要につきまして説明いたします。予算書の5ページをお開き願いたいと思います。

6 款の前期高齢者交付金決定額による1,105万円の増額であります。

それから13款の収入による延滞金、一般分が10万6,000円、同じく退職者分が8,000円、実績により増額しております。

続きまして、最終の部の予算書6ページ、説明資料は37ページになっております。

3 款後期高齢者支援金51万6,000円の減額であります。

7 ページの医療費拠出金、前期高齢者納付金7,000円の減額でございます。

6 款の介護給付金223万4,000円の減額、いずれも平成28年度の決定額によるものであります。

11款の償還金は、県調整交付金、保険事業実績分と申請分との差額で1万2,000円の増額であります。

12款の予備費は、1,390万9,000円を増額しております。

詳細につきましては、委員会において説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第52号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第52号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第52号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成28年12月9日提出

大宜味村長 宮城功光

歳出予算の内容につきましては、主に簡易水道管理費の執行見込みに伴う減額及び水道施設ポンプ切りかえに伴う水質検査手数料20万7,000円並びに水道使用量消費税70万8,000円、簡易水道事業費設計委託料63万6,000円の執行見込みによる歳出予算補正です。

なお、詳細につきましては、予算委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第53号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第53号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第53号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第1表歳出予算補正」による。

平成28年12月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、公共下水道管理費の光熱水費を3万4,000円増額し、予備費を同額減額した歳出予算補正です。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上で提案説明を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前10時31分）

平成28年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成28年12月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成28年12月12日 午前10時00分)

散 会 (平成28年12月12日 午後2時35分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 産業振興課長兼 大 城 武
農業委員会事務局長

副 村 長 島 袋 幸 俊 建設環境課長 新 城 寛

総務課長兼 神 里 富 松 会 計 課 長 山 城 咲 代
村史編纂室長

総務課参事 大 嶺 実 教 育 長 米 須 邦 雄

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 山 城 均

住民福祉課長 宮 平 和 美 選 挙 管 理 神 里 富 松
委員会書記長

企画観光課長 福 地 亮 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第2号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		議案の訂正の申出について	
2		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議案の訂正の申出について

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案の訂正の申出についてを議題とします。
本件について、訂正の理由の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。議案訂正の説明をさせていただきます。
議案の訂正の申し出につきまして、平成28年12月9日に提出した議案の一部に誤りがありましたので、大宜味村議会会議規則第20条第1項の規定により、訂正について承諾をお願いしたく申し上げます。
訂正する議案名は、議案第50号大宜味村一般会計補正予算（第4号）。訂正箇所については、第1条中、「歳入歳出予算の総額を歳出」を「歳入歳出予算の総額を歳入歳出」に改め、23ページの予備費、節、区分及び説明欄の記載を削除したものに訂正するものであります。
御迷惑をおかけしまして大変申しわけありませんでした。よろしく申し上げます。
- 議長（平良嗣男） これで訂正の理由の説明を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっています議案の訂正の申し出について、許可することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって議案の訂正の申し出については、許可することに決定しました。
-

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第2 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 前 田 孝 議員

- 議長（平良嗣男） 企業支援工場へのアカシタイ湧水からの取水について、前田 孝議員。
6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） それでは企業支援工場へのアカシタイ湧水からの取水について質問をいたします。
去る12月1日付の県内2紙の新聞報道によると、上原区から原状回復が村に求められているとの記事が掲載され、さらに4日には地権者との未契約問題の報道がなされています。この報道によって、今後の企業活動が危惧されるとともに、まさに驚きを隠せない状況であります。
それで、次の点についてお伺いをいたします。
まず第1点目に、取水計画から現在までの上原区及び地権者との経緯について御説明お願いいたし

ます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議員の質問にお答えする前に、村民を初め、郷友会の皆さんにおわびを申し上げます。

去る12月1日の新聞報道で、村が上原区の旧水源地アカシッタイの湧き水を契約せず取水との記事を見て、現村長として、村民や郷友会の皆さんに心配をかけたことに対し、深くおわびを申し上げます。

本件につきましては、平成23年4月から村の水源地の活用について、当時の三役、島袋義久村長、山城清臣副村長、友寄景善教育長等、区長や区の幹部の皆さんと協議をし、進めてきた事業であります。当時の三役や区長に話を聞くことで事実がわかると思います。また、この水源地については、平成26年度から村営簡易水道事業に移行するために、昭和59年12月8日に当時の区長、根路銘安孝さんと当時の新城繁正村長と上原簡易水道からの給水廃止の同意もされております。

さて、これから質問に対して、これまでの経緯をお話し申し上げます。時間がかかりますが、御理解をいただきたいと思っております。

アカシッタイ湧水の活用につきましては、大宜味村の豊かな自然の中で水が豊富な地域であるということが知られており、その中でも田港のダチガー、安根のマーランガー、そして上原のアカシッタイなど、多くの湧き水地が以前よりそこに生活を営む人々の支えとなっていたものであります。昭和50年代に振興した村の簡易水道事業に伴い、各区の簡易水道からの給水廃止の同意を行い、利用がなされなくなってきたなどを踏まえて、平成20年度から企画観光課が設置され、産業の振興の取り組みの中で、その湧き水を含めた水資源を活用した施策について模索をしておりました。

そこで水資源の活用を具体的に検討していくこととし、石灰岩の山に秘めている洞窟や湧き水の情報収集を行い、アカシッタイとマーランガーを所有する上原区についても地域の方々数名に、これまでの利用に関する情報の収集などを行っております。

そのような中で、平成23年度に国の施策である北部活性化特別振興事業に事業提案をして、大宜味村企業支援施設整備事業を提案することとし、事業の候補地である結の浜地域からの立地と水の機能性などを考慮した結果、上原区のアカシッタイと安根のマーランガー及び安根川流域の地下水に的を絞った活用について事業計画が推進しました。事業計画立案には、北部振興事業の性質もあり、喫緊に振興していくことが求められておりました。

そのため、基本計画及び設計もまとまっていない状況でありましたが、行政としても当然のことながら、上原区とその周辺に土地所有者が存在するものであることと、それまでの利用に関して上原区の貴重な財産であることを尊重しながら、上原区部落常会に事業による活用の要望を行いました。大方、活用についてを良しとする意見をいただいていたことで、事業計画を進め、平成24年3月、経済産業省の交付決定を受け、同年6月から企業支援施策に係る実施計画等に着手しております。

平成24年7月7日に、上原区の部落常会開始前の時間をいただき、事業計画の説明とアカシッタイの湧き水利用について、導水管設置に係る私有地使用、起工承諾のお願い、工事関係の進入等について、ポンプ小屋等の改修について資料を持ってお願いをさせていただきました。条件については、即答はできないことなどで、今後の調整にする旨の回答とアカシッタイの湧水の活用についての承諾について、合意の回答を部落常会として、議題とは違いますが、その場で区長のはからいにより賛成の結論をいた

だき、合意に至ったものと捉え、事業を振興していくことについてもあわせて了承をいただいたものです。

同年、平成24年8月から導水管施設の設計業務を進める中で、湧き水池と施設整備地までの配管を設置する場所の所有者に対して測量等、調査を進めています。調査を進める中で導水管を敷設する土地の所有者への承諾願いを9月に開始しています。

進めるに当たっては上原区長や地域の人、所有者の親族、郷友会など多くの方に協力もいただきながら、不明であった住所の方への依頼を行い、承認を得ることができました。

承認願いをを行う中で、企業の水利用方法によっては地下水としての水が必要になる場合もあり、その湧き水が地下水として認められない場合や土地承諾が得られない場合を想定して、今後の安定した水の供給のため、別の水源地についても当時の区長に相談を受けさせていただき、現地踏査や地主との調整を図っていただきました。

同年12月に地権者の1人である方に連絡調整が可能となり、本人からは弟さんの調整を行うようにと勧められております。その後、連絡調整をしながら、数回にわたり土地使用についてのお願いを行い、交渉の中で無償ではなく、有償での買い取りについてとなり、金額については近隣の類似の鑑定評価を不動産鑑定研究所の方から教示されたものをもって提示させていただきました。

あとでこの同意書について読み上げますがけれども、平成25年2月2日、事業の進捗等と条件を含めて説明会を行っております。そこではアカシタイの湧水の活用については、利用する量や上原区の利用する場合は可能かなど意見をいただき、水量としては、4,000立方の水量があり、うち日量200立方を活用させていただくこと、上原区の利用については、上原区の財産であるもので行政側での判断ということではなく、それは当然のことであることを伝え、活用するに当たっての条件について、意見交換をさせていただきました。しかし、条件等については、上原区において協議して、行政側へ提案していくことになり、その時点での土地使用願いの承諾書へ条件記載と捺印について後日行うとして、その会は終了しております。

2月20日には、交渉相手から承認の記名、捺印をいただき、その後、地権者本人からも記名をいただいております。承諾書の内容につきましては、このように承諾書をちゃんといただいております。土地使用承諾書、平成25年2月20日、大宜味村長島袋義久、土地所有者●●●●●。住所沖縄市●●●●●●●●●、氏名●●●●●。これは弟のほうです。土地の表示、大字上原サツパナ407番地、原野、246平米、全部使用。字上原ウフドウ（大道）512、原野、232平米、一部使用。上記の土地について、次により使用することを承諾します。使用の目的、大宜味村企業支援施設整備事業導入管設置の敷設のため。2、使用の期間、承諾の日から施設が存置する期間。使用料、字上原ウフドウ（大道）512は無料。字上原サツパナ407は売り払い。4、使用物件の維持管理に伴う作業を行う場合、中止の必要はありません。5、使用承諾した土地の上には、この使用期間中は工作物の設置はもちろん、維持管理上、支障になることは一切行いません。6、当該土地を他に譲渡した場合は、譲渡人にその旨承諾させます。7、使用承諾した土地の現状変更を行う場合は、事前に協議し、承諾を得ることを約束いたします。

地権者所有の土地使用について。大宜味村字上原407番地、原野、246平米。上原512番地、原野、232平米。条件として、全面積の買い取り、鑑定評価について類似の近隣地域での鑑定評価額を参考にする。類似近隣地域とは、上記の土地が原野と道路に面しておらず、宅地見込みが立てられない土地であることを勘案した類似土地で、近隣、大宜味村字根路銘外間原309番地。平米当たり960円。大宜味団地の道

路下の災害がある付近、畑用地としての鑑定災害は関係していないとのことです。平米1,000円で了解済みになっております。

用地交渉の経緯について、平成25年2月、土地使用の承諾に、先ほど申し上げましたように了解を得ております。平成25年の6月議会に用地購入費計上、これは議会で決議されております。

平成25年7月、事前に了解済みの24万6,000円で契約手続に入るため連絡をとるが、金額が安すぎるとのことで断られ、平成25年8月、●●●氏の職場に行き売却のお願いをするが、以前聞いた話と違う。売却する土地が取水場だと説明がなかったとの理由により断られる。

平成25年10月、役場にて●●●氏及び親族と話をし、再度売却の申し入れを伺うが、当初提示した金額で売却する意思なし。工業用水料金の一部を取水場所の地権者に還元してほしいとの申し出がありません。

平成26年10月、那覇市に出向き地権者親族と話をし、●●●氏から年額2,920万円を村が支払うなら土地を貸してもよい。もしくは一括で3億円支払うなら土地を売却してもよいとの申し出です。

平成26年12月、それから平成27年9月2日、私と面会をしたいということで、弟●さんの娘婿と娘と3名で私のところに見えておまして、そのときに提示された金額が100坪に対して5,000万円という金額を提示したものですから、私としては即お断りをしたところであります。土地所有者は、●●●●●さんらが弟の●●●●●さんとの交渉をこれまでできております。●●●氏と一緒に来ている親族はさっきありました地権者の子供及び娘婿が村長室に見えて、そういう説明をされていました。

それからこの企業用水の事業、導水管の事業を進めていく中では、水を使用するためには補助事業であれば、なかなか自由に使えないということもありまして、当時、村の一般財源を使ってやるべきだということもありました。今後の埋立地の結の浜の活用に、村として活用できるような水道資源をつくりたいということであって、導水管については、村の一般財源で行っております。この金額が、整備測量設計業務委託が1,096万7,250円、そして業務委託料、整備現場技術業務委託料が283万3,950円、工事が2,945万400円、合計4,325万1,600円という金額で、一般財源で議会の同意を得ています。その浄水施設の事業につきましては、振興事業において1億570万7,700円の金額で事業を平成25年7月に完了しているところであります。

それから、さっきも申し上げましたように、私は平成26年の10月7日に就任をして、平成26年11月24日、行政懇談会の中でもその地域の農道整備の件も話しておりますし、その中ではやっぱり水源の下での農道の整備もしてほしいという要望も上がっていたようであります。

それから平成28年1月12日には、上原区民に対するアカシツタイの取水場所について、上原区との話し合いをしております。このやりとりにつきましては、毎年赤字になっている上原区に見返りは必要だと考えているが、決して儲かっているということではない。●●●氏から3億円近くの要求はあるが、到底無理だと考えて伝えている。上原区から安根川が埋もれてきている、水のあふれてきている、水を取った影響じゃないか。上原区が使っていたものなので何らかの見返りはしてほしい。3名の弁護士は、上原区に水利権があると言っている。その確認をしてから金額を話す必要がある。役場から毎年払うというより、1回限りで終わるやり方にしないとできない。●●●氏との話もあるので、永久的なものは調整が難しい。区民からはソーラーパネルを公民館に設置できないか。役場の返事としては金額にもよるが、上原区としての要望で上げるなら検討する。金額を提示してほしい。上原区からソーラーの売電が可能か、どのぐらい入るか。役場は専門家ではないのでこちらではわからない。上原区から金額は

幾らまで出せるか。役場、役場からは幾ら出せるとは言えない。部落からの金額を提示してほしいということでお話をしております。

それから今の予算の件ですけれども、正直、今100万円利益があるという感じで報道にもありましたけれども、実際にこの工業用水事業を進めていく中では、この水を供給するためには112万円も光熱水費とかそういうものがかかって、実際はマイナスなんです。ほかにも設備をしていく中でも2,500万円の一般財源からの持ち出しもやってこの事業を進めているわけでありまして。そういうふうな状況で、決してこの水で儲かっている状況ではないということをお理解いただきたいと思っております。

ちょっと長い説明になりましたけれども、飛び飛びになったところもありますが、これぐらいで答弁とさせていただきますと思います。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 村長、具体的な説明ありがとうございました。

今の説明からしますと、当時の上原区と地権者とは口頭ではある程度合意がなされているというように解釈をするわけですが、民法上、口頭であっても、民法上は契約は成立するんだという判例もございますし、そのとおりであろうと思うんですよ。しかし、行政行為としては文書できちんと契約をなされるべきであったらと思うんですが、そう思うわけですが、現在、文書での契約はないようでございます。

それで次にお伺いしておきますが、長が変わりますと、地方自治法159条では事務引き継ぎということがあります。その条文を受けまして施行令の124条では、前任の普通地方公共団体の長は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならないということになっておりますが、当然事務引き継ぎはされていると思うんです。その事務引き継ぎの中に懸案事項として、前村長から現村長へ事務引き継ぎ事項の中にこの記載があるのかどうか、その辺もひとつお答えをいただきたいと思っております。

次に、前三役のお話がありましたけれども、計画当初は、島袋義久前村長、山城清臣前副村長、友寄景善前教育長、この三役調整の中でこの事業は協議をし、執行されてきたと思うんです。現在の上原の区長は前教育長でありますから、内容は十分御存じだろうと思っておりますが、こういう新聞報道等になっていて大変驚いているわけです。そこで、その当時担当課長でありました現在の副村長、そのいきさつも当然御存じだと思うんですが、その辺のことについて現在どうお考えなのか、所感のほどをお伺いしたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 御質問の件にお答えします。

実際、私が平成26年10月7日に就任して、すぐ総務課長から事務引き継ぎの文書をいただきまして、確認をしております。確認したところ、上原区の取水についての懸案事項の中になくて、ただ懸案事項の中にあるのは、地権者との同意が得られていない旨の件だけは引き継ぎとして、懸案事項として引き継がれております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 機会をいただき本当にありがとうございます。

上原一区民として、そして当時の提案したものとして、非常に今の状況、残念であります。というのは、私、平成23年4月に総務課長から企画観光課長に就任しております。その中で、8月ごろ、県での

北部連携事業の前、北部活性化事業、それは平成22年度、23年度の2カ年にまたがる事業であります。このヒアリングの中で平成22年度から23年度に、子ども支援センター整備あるいは総合福祉センター整備事業、それらを提案してきましたが、それは非常に厳しいということを言われました。そのヒアリングの帰り、担当者と一緒に今後のことを話し合いました。

その中で自分のほうから、大宜味村には以前活用していたたくさんの有効な湧き水があるということをお話ししました。そして、それをどうにか活用したいということをお申し上げました。そしてどういう事業ができるかということもありまして、結の浜の産業用地であります、その中に賃貸工場を持ってきて、そこに水を活用した事業ができないか。例えばクリーニング業ですね、そのあたりをした場合、雇用、そして企業誘致、大宜味村の活性化、そのあたりにつながるということをお確信しておりました。

それで以前、自分たちが生活に使っていたアカシツタイがあるということをお担当者のほうにも説明し、その足で村長室のほうに行き、村長、当時の副村長、宮城重徳副村長にも説明を行っております。その中で今まで上げてきた2件については非常に厳しいと言われました。それで新たな事業を考えた場合に、この湧き水を活用した事業が有効ではないかということをお話ししましたら、それはいい事業だということで、しばらくして北部振興室のヒアリングがありまして、その中でそのあたりを提案してきました。

平成23年度というのは最終年次ということで、北部全体が12市町村ですね、この残っている補助金12億円、事業ベースにした15億円ですが、それを全て活用しない場合、今後の北部振興事業が大変厳しくなるということもあって、10月、11月ごろには金武町と大宜味村だけが提案に向けて動いていました。それも同じような金額、約9億円。それを調整している中で北部振興室のほうからは、お互い9億円余りの事業ですので、補助金の12億円を半分ずつにしたらどうかという提案がありました。金武町は、それはすぐオーケーしました。しかし、私は断りました。それはなぜかというと、9億円の事業をして3億円の持ち出し、しかし、全て15億円の事業をした場合でも3億円の持ち出し、それができるとということで金武町にお願いしまして、大宜味村に全て任せてくれないかということをお願いしたところ、金武町は快く12億円の補助金全部使ってくれと言われました。

そういうこともあって、それから事業がとんとん進んでいく中で、上原区にも説明しております。7月7日、通常の字常会と違って、各世帯、夫婦参加とか、多数の参加がありました。公民館、テーブル、椅子の席には入らない、畳のほうにも座っている方もいました。その中でいろんな意見を交わしていく中で、企業誘致であるとか雇用促進、定住促進、そして結の浜への有効活用ということもあって、大まか賛成しますという。その中で話されたのが土地は売らないですよ、でも無償で貸します。そして水の量あたりもお話し合っております。それから見返り事業はやっていきますということをお了解されております。

説明会終了後、自分も一区民として、この見返り事業のお話を即始めております、その場ですね。それでいろんな提案がありました。安根の墓地のほうに水をはけないかとか、あるいは道路の整備とかですね、いろんな提案がありました。それはできるできないは別にして上げたほうがいいだろうということもありました。

事業が平成25年度に完成していくんですが、そして平成25年には区長も変わっております。そして村の担当課長、担当者も変わっております、人事異動等がありましてですね。その中で前区長の宮里区長のほうも一所懸命そのあたりを取り組んでおります。

先日、ちょっと話を伺う機会がありまして行ってきました。その中で見返り事業はまだ時間かかるんだが、その前に1日の取水量、あるいは上原区が使う場合の活用の仕方、あるいは見返り事業はやっていきます。そのあたりの覚書をして、まず覚書を交わして正式な賃貸契約は後ほどしましょうということを担当者と調整を行っていたそうです。

その中でこの3億円の他地権者からの話もありまして、それを歴代区長に相談したところ、今非常にタイミング悪いから少し待ったほうがいいんじゃないかという助言もいただいたそうです。そういうこともあって役場の担当者のほうにはそのあたりも申し入れて、覚書はできなかったそうです。そして宮里区長も非常に残念だと、自分も努力してきたんだが、そのあたりが全くそれを無にされたような形で、全く同意を得なくてやっているわけではないということは前区長のほうからも聞いております。

そういうこともあって、私は非常に今の、残念でありますし、憤りも感じるような点もあります。やはり口頭であっても同意されたというのがあります。しかし、契約書がないという、それは事実でありますので、そのあたりはまずかったなと反省もしているんですが、ある意味同意はあったと、新聞報道にあるような同意なしでのこの事業の進め方ではなかったということは絶対言えると思います。そういうことも含めて、大変残念な思いであります。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 副村長からのお話もお聞きしました。

総合的に判断しますと、これこれは口頭ではあるんですが、区と地権者とは話し合いをされて、合意に至ったと。合意は得ているというのが村当局のお考えだろうと、結論的にはそうとっております。それと先ほど申し上げましたように、行政行為としてはやっぱり書面上で交わすべきだっただろうということは指摘をしておきたいと思っております。

それで、この賃貸工場の企業、食品系3社がその賃貸工場に進出する場合においては、良質な水であるというのが大きな理由でありまして、この場合には天候に左右されずに安定的に給水できることがその企業進出に決定したというような新聞報道も25年ほどされているんです。それもわかります。それで最近の天候不順や台風の影響で野菜が高騰しているんですが、賃貸工場からの野菜も安定的に供給されて非常に企業活動が活発になっていると。水の問題については、長寿の水が香港あたりにも進出するというので、非常に企業活動も活発になっていると思うんです。先ほどからお話を聞きますと、条件整備のお話も村からされたみたいですが、上原区からその条件整備の項目について、まだ十分なる回答がいただけていないと判断をしているわけです。

しかし、その中で上原区区長からの村長への文書は、新聞報道等によりますと、原状回復だと、現状回復を求められていると、条件踏査は何もないわけですよ、見返りの条件踏査というのは。原状回復とは何ぞやですよ。私なりに判断しますと、原状回復といったらもう取水はだめですよと、そう言っているとしたら受け取っていないんです。そうすると、今後の企業はどうするかというのが非常に懸念されるわけです。水がなければ絶対企業は活動できないわけですよ。今後の企業の活動について、大変危惧するところなんです。村としては原状回復ということになれば取水は断念せざるを得ない状況であるのか。もしそういうことでありましたら、まだ上原区との話し合いの調整の余地があるのかどうかも含めて、今後の対応策についてはどのようにお考えなのか、最後にお伺いして質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 先ほど議員が話されておりましたアカシタイ湧水池の原状回復についてという

のが、11月7日に村に提示をされました。通告という形でありました。即村といたしましては、アカシタイ湧水の原状回復についての回答をしております。その中でも読み上げるとちょっと時間かかりますので、下のほうだけ申し上げますけれども、原状回復を求められていることについては、地域振興のため企業支援、賃貸工場へは安定した水の供給が必要となっていることから、新たな水源地確保の調査検討を行ってきていますが、現在、まだ確定ではありませんが、確定するまでの間の使用について地域振興の継続の観点からお願いを申し上げます。

正直申し上げます、村と行政区がこういうふうに関係を損なうような結果になったというのは、村長としても大変残念でありますけれども、できるだけ早い時期に新たな水源地の確保をして、決して企業に迷惑をかけないような形でやっていきたいと思うし、また上原区民の皆さんには、ぜひともその間、湧き水からの取水を同意していただきたいというふうをお願いをしたところであります。区からはその時点では、すぐは判断できないということで委員会を立ち上げて何らかの形をするという話も聞いておりますけれども、その辺について、ぜひ、これがもしすぐストップということであれば、その賠償というのは村民に降りかかってくるわけですから、その辺については十分上原区の皆さんも理解をしていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に国体・高校総体の開催地記念碑の建立について、大城佐一議員。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） まず、通告の一般質問に入る前に一言。

きょうは、約30年前に国体が開催されたんですが、その当時の役員の制服ですね、それを身につけてまいりました。このネクタイですね、そしてネクタイピン、紺のブレザー、ズボンはグレーなんですが、グレーは入るズボンがなかったのでこういうふうな出で立ちとなっております。ちなみにこういったワッペンも大事に、今も持って保管しております。こういう状況のもとで一般質問をしていきたいと思っております。では、一般質問に入ります。

国体・高校総体の開催地記念碑の建立について。

昭和62年9月20日から9月23日まで「きらめく太陽、ひろがる友情」をスローガンのもとに海邦国体として全国一巡目の締めくくりとともに、沖縄県の復帰15周年を記念する大会として、「一人一役万人が主役」を合言葉に開催された。又、平成22年8月7日から8月10日まで「青天届く君の風、みなぎる闘志が夏に輝く」をスローガンに、「美ら島沖縄総体2010」として、2大会とも風光明媚な塩屋湾で開催されました。

国民体育大会は、戦後わが国を復興させ、国民の心のささえの基軸となったのはスポーツであった。国民の生活が困窮し、その志気もすっかり沈みきっていたとき、まずスポーツを盛んにし明るさを取り戻し、気力を高めたいと願い、昭和21年に戦災をまぬがれた京都市を中心として第1回大会が開催され、沖縄県で第42回大会となっており、国民のスポーツの祭典となって広く国民の間に普及し、健康増進と体力の向上を図り、地方文化の発展にも寄与している国民体育大会である。

国体開催後30年にもなり、記憶も遠のいていく中、村が国体を開催した経緯・意義を未来永劫、そして子々孫々まで語り伝える為には是非記念碑の建立が必要かと思っておりますが村の考えをお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

第42回国民体育大会は、昭和62年度に沖縄県で開催し、海邦国体と呼ばれ、本村では夏季大会の漕艇競技、ボート競技が行われました。その競技における本県選手はほとんど村出身で、さらに村民の多くが役員、民泊や演技でかかわり、まさに一人一役万人が主役そのもので全国からの選手団や応援団、競技関係者が塩屋湾に集い、熱戦が展開されました。また、平成22年度に開催されました全国高等学校総合体育大会ボート競技も辺土名高校に関係した国頭村、東村を含め、3村協力により塩屋湾で開催されたところであります。

沖縄県でのボート競技の発祥地として語り継ぐ上でも記念碑の建立は必要と考えております。ただ、建立時期につきましては、やはり村政の施行記念日とかそういうものを考えながら推進していく方法を検討していきたいと考えております。以上でお答えいたします。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひ、この建立は発祥の地、またこの風光明媚な塩屋湾で開催されたことを消すことなく、建立の目的に沿うようお願いしたいと思います。

30年たった、なぜ今なのかというと、この前なかなか見ない書棚をふと見上げたらこういった報告書が出てきたんですね。あれという思いで中身をみんな見てみると、本当にその当時の思い出がひしひしと身にしみて、感じてきて、なぜ今までこういう大事な大会が、何の跡形もないのかということについて、こういうふうに質問しているわけですが、やはり一県一大会開催の最終として沖縄県が選ばれてきたわけですが、全国一巡と言っていますが、これ42だから、現在は47都道府県だからちょっと差があるんですが、これは7回大会は東北の3県大会と8回大会で四国の4県大会、一緒にしたものだからこういう差が出ていると思うんですが、これはいろんな大会をする中でも村としても大変な出費をしているわけです。昭和59年度から62年度までの一般会計からの補助金1億2,000万円ぐらい出しているわけなんです。財政のない中でも、当時はそういう財政をつくるために村の払い下げをして、収入を得て、これをこの開催に充てたと。またそれに取り組む中でも村民が初めてのことで、沖縄県でこれは夏季大会ですので、秋季大会もあるわけなんですけど、民泊の先駆けとして大宜味村が手がけたわけなんですけれども、その取り組んだ苦勞とかを、みんなが本当に食事のことやら、宿泊のことやら、いろんな当時の国体事務局にいた総務課長のほうもよく詳しいと思うんですが、本当にいろんな苦勞をしてこういう開催もしてきたことだし、ぜひですね、これは本当に記念になるべきことだと私は思います。

最近の国体を見ると、ほとんどエリア開催になっているんですね、一県一大会というのは、今はなかなか見えない。そういうことでもこういう長い間ですね、塩屋湾であったということが思い出となるように記念碑を建ててですね。当時の高校生などは、もう30年だから約50近くになるものですから、その子供、孫たちが大宜味に来て、この塩屋湾を見て、お父さん、おじいさん、おばあちゃん、こういうふうには選手でこっちでしたんだねという思い出ができるように、その記念碑をつくるときには、余り金をかけるんじゃなくて、記念碑はあれして、ぜひお願いしたいのは、出場した高校名を記載してもらいたいわけですね、メインに。碑は質素でもいい。出場した記念、高校をぜひ明記してほしいなと思います。そして場所として、一番は塩屋湾でありますし、一番人の目につく、大川売店の横の空地とか、そして村長の思いで、村長が頑張ってきた証に塩屋湾の遊歩道計画があるということで、これは新聞

にあったんですが、その計画を見ると休憩所が2カ所あると言うんですが、そのこの休憩場所が、これははじめに村長に聞いたら、サバの先じゃないかということであったので、そこに建てたら一番適当じゃないかと思っております。場所の選定もまたそういうふうにお伺いしたいと思いますが、この場所の選定と遊歩道のあれとマッチングした取り組みはぜひお願いしたいと思っております。

そこで総務課長である、当時国体室でした、その思いが何かあればひとつお願いしたいと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この建立については、先ほども申し上げましたように、また当時の村長からもぜひ建立してほしいという要望も常に受けておまして、ぜひともその件についてはボート協会、あるいは高等学校の協会とも調整しながら、ぜひどういう形でつくっていくかというのを早急に対応していきたいと思っております。

遊歩道は、今のところ要望していく中ですから、その辺についてもできるのであれば、またその辺も検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

○ 総務課長兼村史編纂室長（神里富松） 大城佐一議員の御指名ですので、私からですね、私もつい最近この報告書を見ました。以前には、当時の民泊で泊まれた、当時高校生ですね、その方の子供さんが大宜味村役場に見えて、その家庭を、誰か会いたいという話があって、私のほうでその民泊家庭に、関係する方のところまで連れていったこともあります。やっぱりまだつながっているというんですかね、あるんですね、実際に。やっぱりこの塩屋湾でされたというのは、当時選手であった、あるいはその当時の監督であった方々は非常に思い出深いというんですか、あると思っております。ただ残っているのがハッテイの宮城ヒロユキさんの家の前のコンクリート、海に出ているんですね、あれしか残ってなくて、あとはほぼ仮設ですので、だからもう全然形がないと。だから今言う記念碑あたりがもしできるのであればそれも非常にいいことではないかなと思っております。ただ、今でも本当につながっているというのはあるんだなというのは実感もしています。また、塩屋湾に来られている北海道でしたか、高校生が合宿というんですか、今でも来ていると。そのときに当時選手であった方が教員されていて、こちらまで来た。その当時の民泊家庭までも来た。これも私のほうで案内してあげました。やっぱりこういうふうにありますので、ぜひ大宜味に塩屋湾ありと、沖縄にボート競技は塩屋湾にありということがずっと言われるような形で残ればいいかなと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま総務課長からありましたとおり、本当に今でもこういうふうに交流はつながっているわけです。私も民泊した手前で、そこは愛知県なんですけど、子供たちとはしばらく手紙のやりとりをしていたんですが、最近までその監督、安藤先生という方で、この監督とはずっと交流をしてきたわけなんですけど、この全国高校総体のときにわざわざ家に訪ねてきて、本当に懐かしそうにお話ししてもらって、いつかこの先生の子供たちも、孫の時代になるかもわからないが、いつかはまた来てこういう交流ができればなということで安藤先生も大変申し出ていました。最近までも先生が梨を送ってきたり、また桃ですね、送ってきたりすると、私はマンゴー、パインを送ったりして、そういう交流もずっと続いているわけなんです。そういういきさつもあるわけですから、ぜひこういう記念になるものをひとつあったらこの人たちも大宜味村に行きやすいのではないかなと思っております。

いろいろこういうふう交流の中で、いろんな方たちの言葉も、これにもう総務課長などは当時の事務局の方は、国体室長の方はこれをつくるのに大変御苦労なさったと思うんですが、それにいろいろつづられていることがですね、沖縄の天気よりも温かいもてなしが大変うれしかったと、暑かったと。天気よりももてなしの温かさが大変うれしかったと。いろんな報告があるわけなんです。

あと、ある高校の監督はボート大会で全国各地を回っているのだが、この沖縄国体ほど心に残ったことはない、そういういろんな意見が、ましてやこの子供じゃなくて、選手の母親から手紙で、娘が国体から帰ってきた日は試合に負けた悔しさで流した涙よりも、民泊をした人の親切をいただいたことに涙がいっぱい出たと、そんな温かいこともいっぱいあります。そういう事情ですね、また昭和62年の国体はいろいろ思い出というか、記念にも残る大会でもあります。こっちは今の皇太子殿下ですね、当時は浩宮殿下なんです、その方も9月27日に20分ほど御観覧されております。そして金環食ですか、この大会中にああいう金環食が見られたというのも、選手のいい思い出になっているんじゃないかというふうに記憶からは消えないと思います。

そして高校総体は大変残念ながら台風の余波もあって、一日は中止されたんですが、選手の感想に中止されて悔しいんですが、これにもめげずにみんなが片づけを虎視眈々としたことに、文句も言わずにやったことが本当に心に残っていると。またこういった選手生活の中で、海で競技したのが初めてという方もいるみたいです。内地、本土ではほとんど川か湖、そういうところが主流でありましたので、こういった海でしたのも思い出があるということで、たくさんいい報告がありますので、ぜひ実現してもらうために、思い出が残るようにしていただきたいんです。

あと1つ、もし建立することができれば、こういった資料をひとつ、この記念碑に、いつでも見られるように保管できるようなものをつくって、ひとつこれは保管していつでも末永く見られるような方法もとれたらいいかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。以上で終わりたいと思います。何かあれば一言言って、なければそのままでもよろしいです。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前11時03分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

◇ 仲井間 宗 利 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に江洲地内農道整備について、仲井間宗利議員。

3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 江洲地内農道整備について質問いたします。

江洲地区は、生活圏内に東村地番があり、経済基盤（農産物等）の出荷もJA大宜味支店に出荷している状況であります。当該農道が東村港原地番にある為、整備されていない状況です。当該農道が、旧移住地事業の範囲内にあることから大宜味村に要望してきたが、現在整備されていないことから、劣悪な状況で、サトウキビ生産等に支障をきたしているところです。

平成26年度大宜味村行政懇談会においても要望してきたが、下記の3点についてお伺いしたいと思います。

1、行政懇談会の回答に隣村と調整して事業実施に向けて進めていくとあるが、その後どうなっているのか。

2、いつ頃実施可能なのかお伺いしたいと思います。

3、サトウキビ生産に支障をきたしており、整備を強く要望します。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 仲井間議員の江洲地内の農道整備についてお答えいたします。

1番、2番については、当農道については、今年6月に江洲区長より整備の要望を受け、状況を確認しております。7月に東村農業委員会へ出向き、土地の状況調査を行いました。農道用地につきましては、農林水産省の財産となっているため、関係機関と協議し対応しなければならないということになっております。

3番目については、製糖期に向けてハーベスター、トラック等が安全に通れるように関係機関との調整をしながら、農家の皆さんとも調整をしながら対応を図っていきたいと思っております。

できることでしたら、今回の北部振興事業の中で公共事業が少し積み上げが足りないということもあって、東村と調整をして両方での北部振興事業を使った農道整備、江洲移住地の後処理という形で国のほうに要望したらどうかという話も出ておりますので、その辺で対応が可能なのかということは、やはりこれから内閣府との予算交渉の中で実現可能かどうかというのは出てくるかと思っておりますので、その辺については御理解いただきたいと思っております。

集落地内の道路については、村として、村に登記はされていないんですけれども、その辺については村の事業を入れたりして整備をしておりますから、その辺については、懇親会で話したとおり、崩れ地があったりすると村で対応してきている状況であります。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 村長から答弁がありましたけれども、聞くところによりますと、以前から隣村との調整もあるということで、区域境界もやらないといけないという話を聞いております。今、現状がああいう状況でありますので、サトウキビを運搬するときなど車の事故しそうなったということもあるそうです。そのときは農業従事者が独自で整備をされて、そういう農業をしているということになっていると思います。それは今に始まったことではないということを知っておりますけれども、お互いの村有地ではありませんので、先ほど村長からありましたとおり、移住地事業のときに入ってきて、その場所に住んでいるということになっておりますので、それは早目に対策をして、固定資産は東村に納めて、お互い村のものは、住民票とか住民税とか保険等は村に納められているということを知っております。そういう問題もありますので、早目に対応して住民が安心して暮らせるような形にさせていただきたいと思っております。その点について、意見があれば伺って終わりたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議員が示されているこの道につきましては、青年隊の入り口のほうから入れるような道とつながっておりますので、村道認定とかそういうものは非常に厳しいのかなという感じで、

さっきも言ったように、農道整備の中で移住地の最終的な整備という形でできるかどうか、これからさっきも言ったようにしっかりと調整していきたいと思っております。

これからサトウキビ生産の時期が、刈り入れの時期がもうそろそろやってきますので、その辺については、今栽培されているサトウキビが、この道路を利用したサトウキビ生産が約7トンか8トンぐらい生産されていて、その右側がそばの苗木があるという状況ですので、何とか村として産業振興課のほうで作業員で整備できるかどうか日程とってできるようにはしたいというふうに考えておりますので、ひとつこの辺、農家の皆さんとも話をしながら進めていけたらいいなと思っておりますので、その辺御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で仲井間宗利議員の質問を終わります。

◇ 金城 勇 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に大宜味村立公民館の設置及び管理に関する条例について、金城 勇議員。
4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 質問の前に、議長と教育長には訂正していただいたんですが、質問のタイトルに「設置及び設備」とありますが、後の「設備」を「管理」のほうに直していただきたいと思います。それでは質問いたします。

大宜味村立公民館の設置及び管理に関する条例について。

第3条においては、村は当該行政区に対し、予算の範囲において経費の一部を補助することができる。とあるが、補助したことがあるのか。

第4条において、公民館に非常勤の館長を置き、そのほか、公民館主事、書記その他の職員を置くことができる。とあるが、実情に合っているのか。

第5条において、審議会を置くことができる。とあるが、審議会は置かれているのか。

第6条において、審議会の委員は教育委員会が委嘱する。とあるが、委員を委嘱したことがあるのか。この点についてお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 御質問にお答えいたします。

第1点目につきましては、平成19年度までは、消防設備保安委託料を村が負担しておりましたが、その当時また再度計上しようとしたところ、財政担当課のほうから喜如嘉区に管理委託しているのであれば、芭蕉布会館と同様にそれは管理者が負担すべきではないかということがありまして、その関係で平成20年度からは負担はしていません。

第2点目につきましては、第3条第1項の規定により、喜如嘉区に管理委託されております。そして同条第3項で公民館の維持管理及び運営に関し必要な事項は、対象区域の行政区が定めるとあります。そのことによって、この条例の第4条、これは職員の欄ですね、それが第5条、公民館運営審議会、それから第6条、審議会の委員及び任務、これについては教育委員会が処理することは好ましくないという判断であります。

それから第3点目と第4点目は関連しますので同時にお答えします。審議会は、現在は行われておりません。ただ、平成16年度まではたしか社会教育委員も兼ねて審議会が行われていました。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） まず最初の、当該区域に、**村立公民館**は喜如嘉のみということですので、その設置に、当該行政に委託することができるということで、それで当該区域に任せているということですが、まずこの条例にあるように、以前消防費とか出されたみたいですが、20年度からもう完全に任せているという状態で、この条例にある一部経費を補助することができるということは、消防費以外にどのような場合において出すことができるということで当時うたわれたのか、これから公民館の維持費も大変老朽化と伴って、維持、運営管理も難しくなってくると思いますが、この公民館を設置したときに当区域と行政とかが何らかの覚書があったかどうか。喜如嘉区の公民館だけがその当時なぜ**村立公民館**になったいきさつなどがわかるのであれば、答弁いただきたいと思います。

今後ほかの、今喜如嘉が村立であります、ほかの公民館も含めて維持管理及び運営については、いろいろ検討する課題がありますし、これからも出てくると思います。そこでまず隣の国頭村の公民館の設置及び管理に関する条例の資料をいただきましたが、国頭村は指定管理者制度による管理を導入しているわけです。それは全区ではありませんが、入っていないところが少ないという状況で、なぜそういう制度を導入したのかということと、また対象となる区域、そうでない区域があるのはそれぞれメリット、デメリットがあるからだと思えますし、いずれにしても村立、それ以外の公民館について、運営や維持管理について研究し、検討する必要があると思えますが、そこら辺についても伺いたいと思います。

それから審議会を置くことができる。社会教育法においては、審議会は置くことができるというだけで、置くことが義務づけられてはおりませんが、せっかくこういう条例があるわけですから、以前にも社会教育委員ですか、そういうこともあったということですので、できることならばこういうことも積極的に導入して、公民館事業の充実を図っていただけると私は思います。というのも、大宜味村第5次総合計画の説明で、村長、副村長ですね、4次の「健康長寿のいきいき輝く文化の村」から第5次では「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」と熱を込めて語っておられました。教育を前面に出してきて、本当に村長は意気込みを感じましたが、それをどういうふうに進めていくかということで、やはりこういう条例があるならば、こういう条例を利用なさって、審議会を設置して、その委員をですね、きょうの報道でもありますように一括交付金などが余って消化できないとか、現場が多忙で処理できない、そういう部分があるならば、こういう委員を委嘱して、そういう方々を活用なさりながら教育の十分行き届くように子供から青年、成人層等、そこら辺が社会教育法の目的にのっとっていると思えますので、そこら辺は一つ一つ進めていかれてはどうかと私は感じるわけです。やらないならやらないで、実情に合わないならこの条例を変えていくか、どっちに進むのか。そこら辺は教育委員会と区長と行政と、もちろん我々もかかわっていききたいですし、そこら辺は社会教育の向上、学校教育の向上ですね、そこら辺をみんなで考えていきたいと思うことで、この条例について伺っているわけですがけれども、そこら辺をですね、維持管理の件と審議会の設置についてももう一度答弁お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） お答えしたいと思います。

喜如嘉の公民館がつくられた経緯については、はっきりとは存じておりませんが、明らかなのは、村立としての公民館は喜如嘉だけですね。それでほかの16字の公民館は、いろんな農林関係の事業とか水基金とか、そういう感じでいろんな形で作られていて、ちゃんとした正式な公民館という名称ではな

いと思います。例えば集落センターであるとか、ただ便宜上、集落の中で使うから公民館ということで、喜如嘉と明らかな違いがあります。ただ、喜如嘉は村立にしたということは恐らく当時、喜如嘉のほうでこういう公民館をつくりたいんだけどもということがあって、私の記憶ではたしか当時の文部省と総務省ですかね、その両方の予算でつくられたという経緯があったのではないかという感じです。それで村がつくったということで、村立公民館ということなので、これはやっぱり社会教育法でいう公民館というのは村がつくったということであれば、社会教育法の適用を受けるということで村立公民館という関係から条例もつくらなくちゃいけないということになっています。それで特にこの条例は、あくまでも今言う喜如嘉の公民館だけに適用されるもので、ほかの16字の公民館とは全く切り離して考えていなくちゃいけません。その社会教育法にのっってこの条例をつくっています。それで当初からつくった後は喜如嘉区のほうに管理を委託するという前提で、第3条の第1項で公民館の維持管理及び運営を対象区域の行政区に委託することができるというふうになっているわけです。ただ、それ以降の職員とか館長とか審議会についても、これはあくまでも例えば名護市の中央公民館みたいに、ああいう明らかに村がつくって村が管理しているか。村が管理している公民館についての条項なんですよ。館長を置いて、また職員を置いて。なおかつ公民館の運営をするために審議会を置くということで、これはその辺の部分は一応はうたっておかないといけないということで、その条例の中には残っているわけです。ただ、前提としては喜如嘉区のほうに管理を委託すると。もちろん委託しない場合はこれがそのまま生きてくるわけですね。ただ、その辺のいろんなこれまでの勘違いとか改正の仕方によって、これまで過去に運営審議会が置かれたという経緯があります。それはその審議会の役割はあくまでもその間に限った館長がいろんな事業をする場合にそれにかかわって、提言したりということですが、それは喜如嘉公民館に関してだけのことなので、審議会というのはこういうことではちょっと都合悪いなという感じがします。

そういうことですから、今後については、先ほど教育と、第5次総合計画のテーマのお話があったんですが、今後についてはほかの公民館、17字ですね、そこについても審議会みたいなものでやるということになってきたときには、今の条例とは全く別に新しく教育関係のほうでその17、全体の公民館に該当するような条例、規則を整備する必要があるのかなという感じがしています。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 今、教育長の答弁がありましたように、その当時のいきさつは私らもよくわからないんですが、村はジンヤイザハンとかこんな話をする人もいるわけですし、名ばかりの村立じゃないかということで、恐らく内容もわからないままに言っているかと思うんですが、先ほどおっしゃっていた条例を変えるなら変えるで、実情に合ったやり方、それからほかの公民館も社会教育という面でのいろいろ活用していく上で、また人材もどんどん活用していく上で、新しい規則とか規定とかあるべきだと思うんです。だから国頭村がなぜ指定管理者制度を導入したかというのは、そういう部分もあると思いますし、また今後の維持経費なども考えてそういう制度を導入したのかなとも思いますし、また規約等々、いろいろ細かく国頭村の場合はあります。それから国頭村の場合はふれあいセンターですが、あれが村立の公民館ということで、管理は教育委員会がやっているらしいです。それぞれ条件は違いますが、実情に合ったそういう取り組み、条例のあり方、規約のあり方ですね、今後、社会教育、学校教育、生涯教育、そこら辺を含めたものを全体的に整理していく必要があるかなと思います。それでもって5次構想の実現であれ、教育社会法の目的に沿った社会教育のあり方が実現するのではないかと思います。

本当は村長に通告していれば聞きたいんですが、通告していませんので教育長でもう一度答弁お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） 先ほどの答弁で1つ抜けておりました。

国頭村の件ですが、恐らく国頭村が管理委託ということがあったんですが、これは多分私の推測ですが、大宜味である喜如嘉の公民館、村立は唯一ですね、ただ国頭の場合は恐らく何カ所か村立でつくったと思うんですね。村立の公民館としての位置づけなので、それを管理委託しているというふうに私は考えています。多分そういうことだろうと思います。

それから先ほどあった生涯学習、生涯教育という面からして、一応各17字の、現在公民館と言っていますが、その場所については今後は、一応これまでもいづらかやってはきたんですが、その地区における生涯学習の場ということで、今の区長あたりをお願いして、例えば県の公民館での協議会というのがあります。またそこが研修会とかいろんなことをやっていますので、そういうところに一緒に参加して、そういう形でまた各区で生涯学習のような事業ができないのかどうかということも再度その辺を一応考え直して、それが可能であればそういう感じで、全区での、地区公民館での生涯学習の提供の場というふうにして、それができれば一応考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で金城 勇議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 辰 徳 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に村民と協働した村づくりについて、宮城辰徳議員。

5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 一般質問をする前にちょっと訂正していただきたいと思います。

下の文書の中、「施策方針の中で」という言葉を「第5次総合計画の指針で」というふうに変えさせていただきます。では、一般質問に入ります。

村民と協働した村づくりについて。

第5次総合計画の指針で「村民と協働した村づくり」とありますが、具体的な行動指針がありますか、あれば示していただきたいと思います。又、村民と協働したとは、具体的にどういうことですか、それと行動主体はどこなのかについてお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議員の質問に対してお答えしたいと思いますが、私どもに通告されている施策方針の中とありますけれども、その中にはないし、第5次基本計画の中にも私は「村民と協働した村づくり」というのは入れていないと思うんですけれども。具体的な行動指針及び村民と協働したについては、私の施政方針には掲げていないわけです。

具体的にですね、今、第5次基本計画と言っておりましたので、村政の具体的な指針については、第5次総合計画は皆さんも議会で確認したと思いますけれども、村民参加による村政の推進が具体的な指針となり、計画の方針、基本政策などでちゃんと総合計画の中に示されておりますので、どうぞこれをごらんいただきたいと思います。

これから行動主体については、施策等を提案する主体がどこになっているかにおいても違いもありま

すが、村政施策に対しては村が主体となります。以上でお答えを終わります。

○ 議長（平良嗣男） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 今の協働の件ですけれども、私は「協働」という言葉に本当に感動いたしました。要するに字が誤りの印刷ではないかというぐらい、一応私も前に見たときに、パソコンで辞書を引いて出しましたけれども、今村長がどこにも書いていないということを言っていましたので、第5次総合計画の中で下から5行目の中に書かれているものを意味して質問させていただいております。

協働の取り組みを進め、住民一人一人が主役になれる村づくりに取り組んでいきたいと思っております。文言を利用して質問しているわけです。それとこれを協働というのは、私もすばらしいものだと思います。まちづくりにおける協働の主体は市民である。一般的に行政と市民という表現もなされることも多いと。ただし、市民とは必ずしも地域住民に限定されるものではなく、NPOを初め、企業などの市民も含まれ、また地域の一員という意味では行政もまた行政市民という名の市民であると。協働は責任と行動において、相互に対等であることが不可欠であると。行政も地域の一員として、市民の目標で協働にかかわることが望ましいとされると。ゆえに協働とは、あらゆる市民が相互に連携し、主体に、まちづくりに寄与していくことが本義であると言えるということで、協働という最初の言葉も英語から出てきて、解釈の中でそういうふうになったとかいろいろありますけれども、これからのですね、要するに私は次年度の、もうそろそろ12月ですから、来年度の事業計画もあるでしょうという意味から、そういったものの村長の考え、行政の考えをお聞きしたくて一般質問をしているわけです。これからは厳しい大宜味村の財政の中で、やはりこういうものも地域の住民におおせるものはおろして、一緒になって頑張っていくのが本来の姿じゃないかということで、それを指針として掲げているので感動して、次年度からすばらしいものができるんじゃないかということを期待して一般質問をしているわけですので、もうちょっと詳しい、何かありましたら方針とかそういう、次年度に向けての方針がありましたらお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたしますけれども、今、宮城議員が質問しているところは、私の施政方針でもないし、村政の指針とか方針でもないわけです。ただ、今提示されているのは、私の挨拶じゃないかなと思うんですけれども、この中には確かにあります。実際さっきから言うように、第5次総合計画の中での村民参加による村政の推進というのは、その中で具体的な指針と計画方針、基本政策がなされているわけです。これから平成29年度の事業等についても、今各課からいつまでということまで上げていただきますけれども、そういう形で新年度に向けての予算の枠組みをしていくわけですが、そういう面では御理解いただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 私の当初の一般質問の内容が誤って、皆さんにデータがそろえられなかったということもあろうかと思っておりますけれども、ぜひですね、これまでの第1、2、3、4と、4次総合計画の中でもなかなか達成率も悪かったというのが私の実感ですので、今後、次年度に向けてそういうものをいかした地域を含めた形の活動内容にして、お互いの村をすばらしい村にしていければと思いますのでよろしくお願ひします。これでこの質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで村民と協働した村づくりについての質問を終わります。

次に村行政の情報収集能力について、宮城辰徳議員。

5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 質問事項、村行政の情報収集能力について。

平成28年11月18日に開催された、自然環境再生ネットワーク会議について、会議があることの情報入手していたのかどうかをお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） この件については、私は全く知りません。案内があればわかりますけれども、なかなかその辺については担当課のほうでもインターネットを通してその事業があるというふうな情報入手はしていたようです。もし案内とか、ぜひ参加してほしいということであれば私のところまで上がってくるかと思えますけれども、そういうことも一切ないということもあるし、また私の日程的なものもあって、そういう連絡ができなかったのか。あるいは連絡すべきだったのかというのは、その辺は確認はしておりませんが、そういうふうな状況であります。

○ 議長（平良嗣男） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） この日に私も参加する予定であったんですけども、急用ができて参加できなかったものですから、どういった話し合いをしたのか、どういったメンバーで参加されたかということをお伺いした結果で今話しますけれども。

やはり大宜味村にも連絡がいて、担当者が出張でいないので参加できませんという情報があったということをお伺いしています。これはですね、県のほうからは部長クラスが来ているわけです。国頭村は商工観光課長が見えていると、東村では建設環境課長が見えていると。県のほうからは環境部長、環境部の参事が参加されて、地域の3村での、そういう具体的な話が、ネットワークが、話があったということをお伺いして、そして私もすばらしい中で大宜味村だけが行政のメンバー誰も参加していないということになれば、やはりこれから国定公園にも指定されたし、世界自然遺産に向けて活動しようということになりますし、大宜味村だけが参加しないとなると、お互いの協力関係が、信頼関係がなくなるんじゃないかということなんです。だから情報の収集の仕方についてもっと改善すべきじゃないかと私は思うわけです。

もう一度、村長にお伺いしますけれども、後から情報を得たかどうかなんですけれども、このネットワークですね、今後どうお思いなのか、自然環境再生ネットワークについてまずお伺いしたいということをお伺いしたい形です。今度どういった形でそういった連絡があった場合の情報収集をしていくのかお伺いしたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 職員は今、限られた数で多忙な仕事をしております。その中で一人一人が責任を持って自分の業務等を計画していると思っております。そして課長を中心にそのあたりをどうするのかということも、これは計画どおりしていると思っております。その中でどの事業が優先なのか。限られた人数ですので、必ず案内したものが全部参加できるとは到底思えない状況であります。その中で本当に正規の案内があったのかどうかということも今はわからない状況ではあるんですが、そこでなぜ参加しなかったという、そのあたりを今そこで質問する自体が、どの意図でそのあたりを聞いているのかちょっとわからない面もあるのですが、やはり限られた職員数で多くの業務をこなしているというのを理解していただ

きたいと思います。

また、さっき言った自然環境再生ネットワーク会議、その点については担当課のほうからも説明させていただきます。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 補足になりますけれども、この会議については、県の担当課のほうから10月25日付で文書ではなくて、メールで連絡を受けております。この内容については、オブザーバーという形で案内をしておきますという形になっております。この主体については、県と東村が主体の事業だったということがありまして、私たちとしてはほかの業務があって、また村長、副村長を初め、出張なりありまして、スケジュールの調整も含めてこの会は見送っていったということになります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 自然環境問題については、私も非常に関心を持っておりまして、国立公園に指定され、あるいは30年に向けて世界自然遺産になっていくわけですが、その中で、やはり3村連携の連絡会議も持っております。そういう中で、今三村の行政としての事業に対してのものはしっかりと村として対応しておりますので、その辺については、私は自然環境問題については、こういう3村連携のもとでの協議で十分やっていけるかなという思いをしております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 私の個人的な考えかもしれませんが、会議というのは重要だと私は思います。なぜかといえば、先ほど言ったようにこれから向かっていく3村の世界自然遺産に向けてのそういう活動、それがそういったネットワーク会議の中でもそうだし、いろいろ意見が交わされていい方向に向かうと思うわけです。だから要するに、代理でも参加できたんじゃないかということと、これから、さっきも言ったように協働という言葉が本当に素晴らしいものだと思うんです。そういうものがあれば情報交換をしながら、村民と一緒にやっていくと、協力体制を持ってやっていくと。そうすれば、今の行政が忙しいというのは私もわかります。ですからそういったものを住民のほうにおろしていければ、素晴らしいものになるんじゃないかということなんです。お互いで協力し合ってやっていけるんじゃないかということです。行政主体だけでやるんじゃなくて、民間主導でやるというのも、これが本来の協働というのが、それが主体だと一般的に言われていますので、そういう言葉を使っている以上、ぜひこういうふうに向性を向けてやっていければということで、お願いの意味もあってそういう一般質問をさせてもらっているわけです。最後にそういうことを、ぜひ次年度の会議とか計画とか、そういったものにいかせるようお願いして、何かありましたらいただいて、質問を終わります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で宮城辰徳議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前 11時55分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 吉 濱 覺 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に人材育成と教育振興について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 明日を担う人材育成と教育振興をどのように進めていくのか、次のことを伺います。

（1）、村立小中学校のテニスコートのネットやコートブラシの設置、陶器焼窯移設、プール建設についての考えと進捗状況の説明を求めます。

（2）、村営学習塾について考えと開設に向けての説明を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えいたします。

1点目のテニスコートのネット等につきましては、校舎と同時に整備され、現在、部活動に活用されております。現状においては、万全な整備とはいえませんが、移設部分につきましては、現在、学校とテニス部の保護者会においてネット等の設置について検討しているところであり、教育委員会としてもできたら一緒に考えていきたいと考えております。それから陶器焼窯の移設につきましては、恒常的な設置場所を検討しながら、しばらくは旧中学校がこの場所に残して活用ができるようにと考えております。プール建設につきましては、学校教育に欠かせない大切な施設であり、建設を進めているところであります。また、本議会に補正予算を計上しているところでありますので、承認し次第、手続を進めていきます。

2点目の村営塾の開設につきましては、子供たちの学力向上のためには大事な課題ではあると思えます。ただ、現時点では調査したところ、民間でやっている方が数名いらっしゃるようで、そういうところとの関係とか、それから村営塾の運営の方法とか、あと財政面等の課題もあります。そういう中で設置についての検討は今後も進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） テニスコートのネットやコートブラシについては保護者会などと検討していると。そして焼窯については恒常的に考えなければならない、そして今のところをしばらく使う。それからプールについては進めて、補正予算で反映していくということのお答えでしたけれども、まずは、今年度の4月から学校移設は始まっているわけですから、やっているわけですから、当然そういう問題は全てクリアして、4月からスタート切るべき問題だったんじゃないかなと思っております。そして特にテニスコートなどは、最近は大宜味中学校もかなり強くなって、県外へ派遣なども受けて頑張っております。ところがスタート時点から支柱がなくて、国頭の総合グラウンドといいますか、エコ・スポレクのテニスコートへ行って練習したりしてございました。それで焼窯の件も当然使うということであれば、新しい施設に土地利用として確保すべきだったと思っております。それもきちんと移してスタートを切るべきだったと思えます。

それでプール建設については、これまで喜如嘉小学校にあるプールを使ってございましたけれども、屋根がないものですから、最近紫外線の問題が非常に指摘されております。それで父兄はロープを張って、日よけを毎回設置しております。それで台風のときなど、また緊急に外すとか、いろいろ工面が

あって、中には対応できなくてその管理人がやめたということも聞いております。そういう煩わしさが無いようにプール建設はなされているのか聞いていきたいと思っております。ネット、コートブラシの件についても、当然行政の責任においてやるべきだと思っております。

それから2番目の村営学習塾、離島などは前から積極的にやっているんですけども、今大宜味村においては民間で塾もやっております。またボランティアで高校の進学前の受験勉強ということで退職教員がボランティアでやっております。時期的なものですけども。江洲あたりでは通年ボランティアで学習塾もやっております。だからそういう人たちと連携して、いかにして民間でやっている、職業としてやっている人とボランティアでやっている人と調整しながら、より子供たちが勉強についていけるように、また学力を上げるようにやっていきたいと思っておりますが、いかが思うかその辺のことを聞かせていただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

確かに議員がおっしゃるように、テニスコートとほかの部分についての、開校前からちゃんと議論をして詰めていって、開校に間に合わすという、これは当たり前のことではあるんですが、残念ながらそういうことができなかったという悔いる部分があります。今後については、先ほども申しましたように、学校側、PTA保護者あたりと十分検討しながら進めていきたいと考えております。プールの件は、課長のほうから後で回答があります。

学習塾については、確かにこれは重要な部分です。ただ現在、子供たちの学力の向上については、基本的には学校や家庭において、子供自身が学習する意欲を身につけるとするのが非常に重要なことという考えであります。そういうことで学校では学習支援員を配置しながら、現在はその事業の中でいろんな取り組みを行ったり、放課後は送迎バスで帰宅する間は支援員を中心にして、図書館を利用しながら学習支援を行っている。それとまたもう1つは、基本的には毎週土曜日ですが、琉球大学の学生たち、先生方の協力を得ながら、学び舎あじまあということで子供たちが参加して、そこで宿題とか、また学生たちに、将来教員になるであろう学生たちとの触れ合いの中でそういう意欲をつくるような形の支援を行っている状況です。その辺の様子を見ながら学習塾についても考えながら今後ともやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（山城 均） それではプールについての御質問にお答えしたいと思います。

先ほど吉濱議員からありましたように、旧喜如嘉小学校のプールにおきましては、夏場になるとPTA作業、また台風時になるとそういう負担もふえてきておりましたので、そういうもろもろの要望等を踏まえて計画をまいりまして、現計画ではプールの水面の上には日よけのネットを張れるように、それも一応、今までは数名でやっていた作業をワイヤーを常設しまして、ネットを一方に引き寄せる、それからまた張るといふような操作ができるような方向で計画しているところであります。

あと焼窯につきましてもありましたので、焼窯につきましては御承知と思いますが、窯だけではなくて、小屋もあります。そういうこともありまして、上屋につきましては現時点で修理しながらやっつけばもつだろうと。また移設するにしても新しい学校の農小屋とかいろんな計画が残っております。そういうことでそういうもろもろも全体的に考えながら配置とか検討していきたい。そういうことで現時点でその上屋の移設とかもかかりますと数百万円の金額が出てまいりますので、現在の場所での新た

な電気の引き込みとか水道の引き込みとか経費はありますが、そういうことで新しい学校の全体計画がまとまるまで現状で焼窯のほうは利用していきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） まず、逆さまになるかわかりませんが、プール建設については、本当は屋根つきのプールがよかったと思っているんですけども、残念ながらそうじゃなくて、喜如嘉のプールと同じような野外のプールで屋根なしですね。それで今までやっていた数名の人たちでネットを張っていたものを、最初からきちんとしてレールで引っ張ってできるようにやっているということはよかったのかなと思っています。

それとあと、焼窯については、農小屋とかと一緒に検討していきたいということでやっているんですけども、この件についてはある程度スペースが確保できているのか、場所もある程度、どの位置にやっているのか説明していただきたいと思います。

また、テニスコートのネットとブラシの件については保護者の意見を聞くのはいいと思うんですけども、行政の責任でやってほしいと思います。というのは、過去に、旧中学校のときにボランティアの仲間がバックネットの支柱を、お金をカンパで出し合ってつくったんですけども、しかし、行政がその後ですぐつくったという経緯もあります。やっぱりその辺は計画的にかけた部分というか、本来最初で予算計上をしてやるべきだったと私は思っております。予算がないからということはいえないと思います。今学校は、小学校、中学校、全地域スクールバスで登校していると私は認識しております。また、校門は海側のほうが正門で、みんな正門から登下校をするようにということで、もちろん徒歩での登下校は特例でなければありえず、ほとんどがバスでやっているんですけども、村が今山手側に舗装などを村費でやったはずですけども、やっぱりあれは国道ですので、私は前から反対もしました。国道にやってもらうべきであって、そういう金は教育予算にきちんと反映すべきだと思っておりますので、ぜひ行政の予算で設置してほしいと思います。その辺よろしくをお願いします。

それから学習塾の件ですけども、ちょっと関連するかわかりませんが、豊見城に空手会館が予定されております。その空手会館の運営について、今大宜味村に住んでいる空手マンがいます。そして世界各国に、20カ国に支部をつくって、どこからも補助なく自力で運営していますと。それでこの空手会館の運営のあり方を教えてもらいたいと、助言してもらいたいということで彼、呼ばれております。そういうこともあるので、やっぱり村営学習塾について、財政面の云々もありますけれども、先ほどボランティアも含めた、それから本当に生計を立てた人たちの複合的な方法で、なるべく財源が痛まないような方法でできるといいなと思っているので、その辺のことも加味しながら進めてほしいと思いますが、その辺、御返答をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（山城 均） お答えします。

先ほどのプールの件ですね、質問ではなかったと思うんですが、今回の計画はあくまでも学校の水泳プールということで屋外プールを当初から計画しております。それをいろいろ確認しますと、ほかの市町村なり、また現教員等の意見を確認しますと、屋内にすると子供たちが寒くて入れないというのが大きな要因があるそうです。そういうことで、ネットについても全面張ると、やはり時期的に寒くなるということもあって、その辺をいろいろ検討していただきたいということがあったので、当初から屋外プールという計画であります。

農小屋とかの全体計画ということですが、これにつきましては、今焼窯を前提とした回答でして、焼窯を当分、旧中学校に残すということで、今後、恒常的に、教育長のほうからもありましたが、今後の計画に合わせた配置をしていきたいということでありまして、現時点で全体計画とか、そういったものがまだございません。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） 先ほどから出ているテニスコートの件と塾の件につきましては、議員おっしゃるとおり、これは至極もったもなことでありまして、そういうことについても検討しながらやっていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで人材育成と教育振興についての質問を終わります。

次に産業振興について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 豊かな自然が生み出す活力ある村づくりをどのように進めていくのか、次のことを伺います。

(1)、村は、カラギ活用推進プロジェクトを立ち上げて事業を推進している。また、11月7日、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地域連絡会議第1回沖縄島北部部会が開催されています。課題リストによると、(事業項目) 環境調和型産業への支援対策、(事業主体) 沖縄県・各村、(事業内容) 世界自然遺産の価値を持続的に確保しつつ産業との調和・振興を図るため、関連産業が行う環境対策に対して支援を行うが、課題リストから削除されている。関連産業が行う事業に対して、支援策が必要と思われるが、どのように考えるか。

(2)、村は、これまでにシークワサー生産振興を掲げ加工施設の設置や供給体制等の振興策実施や産業振興の可能性が有望だと啓蒙してきた。シークワサーは、健康に良い機能成分がある。また、医薬品や酒の開発が模索されている現実があるが、村はどのようにして連携をとり産業振興を図るのか。

(3)、イノシシによる農作物被害対策をどのように考え、対処するのか。

(4)、畜産環境整備や堆肥を利用した循環型農業をどのように推進するのか。伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 議員の質問にお答えいたします。

まず1番目については、関連産業を行う環境対策に対し支援を行うが、課題リストから削除されているとのことですが、これについて事業を提起した主体が取り下げたためであります。課題リストから削除したとのことですが、

2番目については、酒類に関してはキリンビールの協力をいただき定期的商品を発売してもらっています。医薬品については、今のところ連携をしているところはありません。

3番目については、補助金を受けて、平成23年より侵入防止策事業を実施しています。それと猟銃等による駆除を実施していますし、今後とも両方を実施していきます。

4番目については、村内において個数の畜産農家があり、自家農地、草地への還元や近隣農家への還元などが行われ、需要と供給のバランスがとれている状況です。循環型農業については、状況に応じた対応をしたいと思っております。以上、お答えといたします。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) 確かに村長の返答で1番の削除したのは、事業を提起した主体が取り下げたため、課題リストから削除という説明がありましたけれども、今、カラギプロジェクトでは村内の泡盛業者もこのカラギの酒の開発を模索したいというような雰囲気があります。そして各市町村、それぞれ泡盛はほとんど地域の酒として愛用されておりますけれども、残念ながら泡盛については、近年、全体的に消費は落ちてきております。それで世界自然遺産を目指した、また国立公園が指定されて私たち村の泡盛工場でも記念ボトルは発行されております。そういう意味でも何らかの付加価値をつけていくというのが、私は事業者の提起した主体が取り下げたためだということですが、大宜味村としても絶対このチャンスはなくしてはならないと思うんです。ただ、なぜ村がそういう問題を提起しないかと。また提起したのはほかのところだから削除されたというのが当たり前聞こえましたがとんでもない。行政が支援できるものについては支援をしていく、可能性があるものをつくっていく。午前中にも水の問題がありました。とにかく村はあらゆる手段をつくって支援していくと。このやんばるの森、そしてカラギが増殖された場合については、カラギ酒がやんばる遺産の森からできた酒だという商品開発ができるんじゃないですか。そういうことで、ただ事業を提起したところが削除されたからいいというものではありません。そのことを再考していただきたいと思います。

それからシークワサー振興については、前9月議会でシークワサー協議会の総会の資料をいただきました。そしたら、毎年総会など日程については広報で提示され、放送されていたと私は認識しておりましたけれども、9月議会で質問したらもう既に終わっていたと。関係者から聞いてもなかなか情報で、普通だったらあるよというような情報があって、私はオブザーバーとして参加しているんですよ、勉強する意味でも。それもなかった。そして戦略についてはインターネットでやっている。ほとんどの農家が定年帰農と言われるような状況の中でインターネットが見られる農家なんてわずかです。そして総会の通知もなければ、この総会資料を見ると、会費、決算額ゼロ、誰が会員なのかわからない。前にやっていたら農家の人が、シークワサー農家300名余りですか、それぞれの人に声かけがいて、間接的にでも。ほとんどの人が集まってきました。今回聞いたら役員だけ恐らく通知が行ったんじゃないかと。それでこの中で村内の企業、構えている業者も入っていないところもあります。そうしたらこの規約の中で組織、第2条の目的、この目的は、本協議会はシークワサー経営農家、経営基盤を強化し、生産力の増進、製品開発と販路拡大を図り、地域経済の発展を狙いとして組織編成する。そしてさっきの組織の中では、2条の目的に賛同するシークワサー振興に関連する機関と生産者、大宜味村内の各種団体、会長が特に必要と認めたものをもって組織する。今補助事業の関係でも新しく、新しくというのかな、前に指定管理者をやっていた企業が入ってきているけれども、その中に入っていません。ほとんど農協、指定管理者、契約して新たな人たちは入れないような状況になっています。そういう中で全てが、加工業者も含めて全ての人たちが話ができる場というのが、このシークワサー振興協議会だと私は認識しています。それが持たれたのか持たれなかったのかもわからない。そういうことでさっき言った戦略についてもインターネットで出しているからと、ほとんどの人が見ないような状況の中で、何か知らないけれども見えてきません。それから酒の問題についても、別の業者も開発しているというふうなこともあります。また、あるお菓子屋さんがこのシークワサーのふさ、パルプの部分が1%とれます。このパルプを20トン使いたいと。20トン使うのであれば何キロのシークワサーが必要かといったら2,000トンです。だからそういう意味でも、私も農家の人たちに言われて、あっちこちいって勉強させてもらっています。村指定の加工場に行ったら、なぜ一議員がいる。執行部もきちんと話も

しないのに。私には執行権がないからそういう言われ方したと思うんですけども、やっぱり村が村立の加工場をつくって、それで村おこしをするんだということを言っているわけだから、それにみんな期待を込めてシークワサーをつくりました、シークワサーが売れない、今度は不作だったからそんな声は余り聞こえないんですけども、やっぱりその辺は農家の方々にきちんとわかるようにやっていただきたい。その件を説明していただきたい。

3番目に、イノシシによる農作業被害対策をどのように考えて対処するのかと。要するに侵入柵の導入の話もありました。猟銃でやるという話もありましたけれども、前回私は地域の人から聞いて、ある地域にその事業をしたのが大分あるということを区長を通じて話をしたら、あそこで使うものだとすることでやって、またさらに村外に設置しています。何をどういうふうに検査してこの事業をやったんですか。普通だったらちゃんと設置して事業を終えるのが当たり前じゃないか。私が数えてきたら200枚ぐらいありました。それを喜如嘉で必要だと言っている人たちがいる。それを検討して考えてみるということで前回言っていますので、その辺をきちんと答えてください。

それから4番目の畜産環境整備や堆肥を利用した循環型農業をどのように推進するかと。そうしたらこの、今ダムができるからということで畜舎を押川側にできました。そういう関係で土地利用についていかなものかなということはこれまでも話をしたんですけども、押川地域からいろいろ言われています。そして私、この家畜と人間を比べるわけではないんですけども、5月にうちの隣で人が亡くなって、腐乱していたんです。悪臭が半年ぐらい。そういう話が出てきております。そして国頭ではこの家畜処理、死んだ家畜を処分するには島尻にしか施設がないものだから、その補填をやっていくと。大宜味村ではそれがいいのかと。その辺の指導と。それから堆肥、喜如嘉にあった問題については、素掘り式でやっていたものですから、七滝の水が汚染されているということがありました。そういう問題が改善されてとてもいいなと思っているんですが、そのふん尿が、今お互い堆肥補助でやっている、村内にある堆肥工場に循環して利用できるのか。やっぱり循環型の件をきちんとやれば輸送リスクも少なくなっていく、地元の農家に対しては安く還元できるんじゃないかということで、ほかの議員がまた別の機会に堆肥補助の利率の問題もありました。そうしたらこの利率の問題で落としたり大分減っています。だからその辺が農家に回るように還元してほしい。予算残という形になっていますので、その辺もどういうふうに考えるかやっていただきたいと思います。その辺の考えを聞きたいと思います、よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） ちょっと議員、この一般質問の通告の内容を見て私はさっき答えたつもりですけども、ちょっと意味がはっきりわかりませんので、答えようがないところがあるんですよ。カラギと奄美の自然遺産とかどうのこうのとあるものですから、その辺どういう内容で受けとめて答えたらいいのかなというのが、非常に微妙なんですね。このカラギの活用については、村としてはこれから生産していこうということで事業も入れているわけですよ、組合に対して支援もしていこうということで。

また、シークワサーの件ですけども、シークワサー振興組合の総会ではないんですよ、今ね。あなたの内容を見ますと、加工施設、供給体制、振興をどうするかということでさっき答えておりますけれども、医薬品とか酒の開発にも策をどうのこうのというふうに質問があるんですけども、その辺については行政がやるものではないですよ。これは各関係機関がそういうふうに研究して、それに対して村として支援できるような体制であれば村としては支援するし、そういうことで私は一般質問とし

て答えたつもりです。

イノシシによる農作物被害は、村外に設置されているというふうな話がありましたけれども、先ほどから江洲の問題も御存じのとおり、江洲は村民の農地なんですよね。それも全部だめだと言わんばかりの質問なんですけれども、その辺については村としては農業振興のためには、やはりやむを得ない状況で設置も必要かというふうに思っているわけです。

循環型の堆肥の問題についても、これからすると、どう推進していくかという質問であって、さっき答えたような中身が答えとしかならないと私は思っております。以上です。

（「さっき質問したんだけど、答えていないですよ。要するに資材は置かれているのに、置かれているのは配給ですかと、極端な話だけど。検査するときにはちゃんと設置してから支払いもしているんでしょうということに対して返答していないですよ」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 先ほど200枚ほどの未設置ということでしたが、サトウキビの場所に設置するというので、この数を確保しています。それでちょうど収穫時期と重なってしまって、ハーベスターとか大型の機械が入るために設置した場合には作業ができなくなる状態がありましたので、それで収穫を終わった後にフェンスを設置した状況です。以上です。

（「検査はやらなくてもいいのか」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 検査につきましては、枚数を確認して検査しております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 1番のカラギについて、先ほどの説明会、カラギプロジェクトの件については理解しています。世界自然遺産に向けての件で農林産業への支援、そして環境保全対策を講じた農林水産、産物の製品、商品価値を高める優良品認証制度等の設置及び登録等の支援を行う。ということは、先ほど世界自然遺産に向けてどうのこうの話が午前中もありましたが、これは制度があるのに村として、提起した人がもういないからということで、村もじゃあいないという感じで受けとめられますよ、村長。これはあくまでも残してほしいというのが、別にカラギ酒だけじゃなくて、ほかの件も可能性があるものは、やっぱり村としては残すべきだということで主張すべきじゃないかということ私を言っているんです。

それからシークワサーの問題、いつも企業がやることだからということで、村の加工施設は補助食のサンプリングとか、いろいろ村が主体となつてつくったわけだから、村はそういうふうになりたいということでシンポジウムも何回もやって、結果的にはこれは業者がやると。エスコートしていくのは、力をつけていくためには村の行政の支援が絶対必要だと思います。こういう可能性があるんじゃないかと。先ほど言った世界自然遺産の問題も同じです。なぜ逃げるんですかと、私はそうしか思いません。だからその件について、やっぱりわかるように、みんなに知れ渡るように、この会についても普段なら呼びかけもするんだけど、前回、私9月議会で本当にまだやっていないのかなと思っていたら、出ていったら、結果的にはそういうものの改善できるような話はほとんど出ておりません。そういうことで農家の信頼を受けるようなことをやってほしいと思います。

そしてイノシシの件については、さっき午前中で江洲の農道の件はもちろんしかり、しかし、イノシシ対策については農家登録というふうなことを上げて2,000平米だということを言っているんですけども、実際、国頭へ行っている人たちはそれに該当するのかということで、国頭をチェックしたんですか。国頭に所在しているからあそこの土地は当然国頭の農業委員会の管轄でやっているわけですよ。それから産業振興課長が言った、キビの農作業のときに支障を来すから、毎年キビはやりますよ。じゃあ、必要ないと言っているようなものじゃないですか。設置したところは出入り口とか支障あるところを出して、通年支障があるんだったらやる必要ないですよ、何だ、そのいいわけは。ただ数を数えてじゃなくて、ちゃんと自己責任で立ててやりなさいと言っているのに何でそんな言い方をするのか、おかしいんじゃないのか。立てた上で検査して完了だということをやってくれるわけでしょう。私はそこまで言いたくなかったけれども、今村長の答弁や課長の答弁が、回してくれないかという形で、農家は10アール以上ですよ、200平米以上と掲げて、あれ200平米というのは新規就農者の下限面積であって、農家台帳に入っているのは、実際は10アールから適用するんでしょう。そういう本当に零細でやって、イノシシにやっているから、私たち喜如嘉の住民が田嘉里にあれだけ寝ているから回してくれと。村長は利用できれば検討するというで前回言ったんじゃないですか。私はさっき言った国頭のみまで話をしているが、そこまで突っ込んで話をしようとは思っていませんでした。誠意がないですよ。一応、そういう問題、全体的に返答をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 今、1つ目のカラギ活用プロジェクトと、プロジェクトはこちらのほうでは話はできないんですが、世界自然遺産のところも削除されたところの話をさせていただきたいと思います。

これは、先ほど村長からの答弁もあったんですが、事業者からの取り下げがあったということでの内容になりますが、このときの会議で、吉濱議員もオブザーバーで参加されていたと思います。その後に私と話をさせていただいて入れたらどうかということで要請がありました。その後に私のほうからも環境省の担当のほうに連絡を入れさせてもらって、私もちょっと疑問に思ったところもあったので、今後それは活用させて、事業化できたときにはやったほうがいいんじゃないかとかですね、そういったものも言わせてもらっています。ただ、この連絡会議というものが3村またがって、また沖縄県、あと環境省も含めての会議ですので、そこに諮っていかなければならないということになっておりまして、その後はやはり、この事業に関しては今の提案されたものでいくような形で資料がつけられたということになっています。ただ、その後も支援ということでは、やはり吉濱議員のほうから提案のあるような形で我々も、3村でもそういった観光連携とか世界遺産に向けての連携事業が動いてきていますので、その中で何か事業提案があれば、やはり支援策をこちらから模索しながら、検索しながら補助事業導入とかをやっていきたくて考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 2番目のシークワサーの業者との連携、支援という形で、私は感じているんですよ。本当は会社名までさっきちらっと出ていたんですけども、そういうふうな形で支援してほしいという議員の気持ちはわかりますけれども、実際、行政として果たしてそういう形の、本当にできるかどうかというのは企業のほうからの提言とか提案とかがあれば、それに対して対応できますけれども、実際には、今押川のほうで研究している照屋先生とかウー先生のそういう事業に対して、今、医薬品に

活用するとか、あるいは酒に活用するとかという研究をされていることは聞いております。それについては、もしこれが本当に実現できるのであれば村として何ができるかというのは、当然行政としてはやる必要があると思います。そういう意味では、本当に積極的に進めていくという気持ちであります。

イノシシの、さっきの課長も非常に苦しい答弁をしましたがけれども、ハーベスターを入れる入れないの問題というのは、どうしても農家の皆さんと協議しなければそれはできないわけですね。協議して初めてそういうハーベスターを入れるから、農作業にちょっと支障を来すので、今のところ借り入れしてからやりたいということで積まれていると思うんです。前回、9月議会にお答えしたときに、もし必要性のあるところを先に回せるのであれば、そこが不要なくて、回せるのであればぜひそういうふうにしていきたいと思いますという話をしましたがけれども、これについては当然、担当課として地権者に対する要請をして、話したんですけれども、どうしてもそれができなかったということですね。そういう意味での対応になっているということをお理解いただきたいなと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） これにて産業振興についての質問を終わります。

次に安全・安心な環境の整備について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 安全・安心な住みよい村づくりをどのように進めていくのか、次のことを伺います。

(1)、旧喜如嘉小学校近くの土地改良区の住居地域の道路の舗装について何時実施改善するのか。

(2)、村内における太陽光発電施設の設置について村はどのように対応をするのか。

(3)、村内河口閉塞等による冠水被害をどのように改善するのか。お聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1番目の旧喜如嘉小学校近くの土地改良区の道路舗装については、9月定例議会において述べたように予算が大規模になると非常に厳しいところもあることから、どのような方法があるか検討をしながら努力をしていきたいと考えているわけであります。実際には、補助事業での整備は非常に厳しいという状況を受けておまして、何とか単独の予算、約200メートルなんですけれども、単独の予算で何とかできないか、ちょっとこれから年末にかけて調整をして、その方法でいけるのかどうか検討していきたいと思っております。

2番目の太陽光発電施設の設置についての対応ですが、設置許可については議員も御承知のとおり国の認可となっております。9月に施行されました大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例に基づき対応を図ってまいります。

3番目の村内の河口閉塞に関する冠水被害については、村としても改善の必要性は強く感じております。河口閉塞箇所が県の海岸保全区域等にあることから、管理を行う県との改善要望を行ってまいりましたが、まだ事業採択までは至っていないのが現状であります。今後についても県と連携を密にし、事業採択に向け取り組んでいきたいと考えております。現在、喜如嘉の河口閉塞につきましては、区民の皆さんにも導流口を整備して進めていきたいけれども、どうですかという意見を聴取しているところでありまして、それについては区としても割と河口閉塞を防止することができたらいいのではないかとこの声もあるようでありまして、それについて私も直接土木事務所長、河川課長、関係係のほうを、土木事務所の所長室でお話を申し上げましてですね、この問題については20年来の議会でのいろいろと質疑

もあって、なかなか実現されていない事業でありますから、ぜひ早目に実施したいからということをお話し申し上げましたら、県としても積極的に協力していきたいということをお話されておりましたので、近いうちにいい返事がもらえるのかという思いをしております。ガジナーの河口閉塞についても、砂が毎回、1日1回整備しても毎日のように砂が寄ってくるという状況でありますから、その辺についても1日も早い整備をするために、両方合わせた形の事業ができるかどうか、県との調整をしながらしっかりと進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 1番の土地改良区の居住地の道路については、あちらは地域のものから、次男、三男ヌーの宅地だということで、土地改良区でありながら外していただいております。そうしたら本来は、喜如嘉から要望したのはそういうことで、方法については詳しくは伝わっていなかったのかな。また伝えたけど、それがきちんと反映されなかったのかなというふうなことになっています。というのは、土地改良区は細長く地番を、面積の少ないところでは細長くやっているものですから、利用勝手が悪く、今4軒しか建っておりません。江洲の住宅移住地より先にやったはずだけれども、ふえなかったのはそういう理由。本当は土地開発公社に買ってもらって、分譲してやるべきだったということは前からずっと言われているんですけども、その辺のことがきちんとされていなくてああいう状況になっております。その意味でも補助事業がないからできないということではなくて、先ほど私は国道の舗装の工事も言ったように、やっぱりきちんとしてやったほうがいいと、村も財政がない中いろいろ工面してやらなければならないと。そうしたら、じゃあ補助事業がないからということではいつまでも放置するのかということになります。その意味でも90になるおばあさんもいます、あんなでこぼこを押し車でいつも渡っています。それで上からの、雨が降ったときいつも砂利が洗掘されてですね、でこぼこになって水は浸水していくと。そういうふうな状況になっているので、前回と同じような村長の答弁でしたけれども、これは3月議会には予算措置できるように私は期待していきたいと思えます。

それから2番目の太陽光発電施設については条例ができました。議員の中からも指摘があって罰則がないということになっておりますけれども、喜如嘉でも集落に、今予定して地権者の関係者からやるんだということで話がありますけれども、なぜとまっているかといったら、協会の確認がきちんとならないがためにとまっているという1つの理由もあります。そしてこの地権者と江洲定住権でやっている地主は同じ地主です。そういう意味でも喜如嘉でも危機感を持ってやっておりますので、この辺の対応をこの罰則規定と情報は同じ、同一者ですので、どういうふうに先方と話をしているのかお聞きしたい。

それと3番目の河口閉塞については、喜如嘉でもずっと出てきているわけですけども、対処方法についてはすぐ、今村長が言ったように毎日のごとく砂が上がってくると。その辺は予測して重機を入れて、その都度、浸水しないように前もってやっていただきたい点と。今のところはそういう方法しかできないのかなと。根本的な解決については、村長からこうやりたいけどと区に、区長に文書が来ておりましたけれども、また喜如嘉では板備瀬があるゆえに災害から守られていると先人が言っていたということもありますので、文化財の件もあります。村が責任を持って関係機関と調整をして、本当に実効性のあるような形で冠水被害の対策をやっていただきたい。ガジナーについても同じです。一応、その辺のことを踏まえて、もう一度、考えを聞かせてください。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今相当、議員からあったように3月議会で予算計上してほしいと、そういう要

望ですけれども、それについては本当に前向きにといいましょうか、できるだけやりたいという私の気持ちもありますので、それを実現できるように進めていきたいと思っております。

それから2番目の太陽光パネルについてですね、今、国のほうでも固定価格買取制度のFIT、見直しのポイントということで、景観や安全上のトラブルが発生している状況の中で事業者の認定情報を公表する仕組みを来年の4月1日から行うということで、いろいろと規制が恐らくできてくるのかなという思いをしております。そういうことでも今後はそういう対応が可能になってくると思っております。あとさっきの地主に対する経緯については担当のほうから説明させます。

それと河口閉塞については、私がさっき言ったように20年来ずっとこの問題を抱えているので、やはり板備瀬の自然破壊というか、岩礁破壊をしないかどうかなどを調査して、県のほうも積極的に協力していきたいという思いでやっておりますので、ただ、景観が損ねることがあるなということを書いておりましたので、その辺を十分に地域の皆さんとも協議し、あるいは教育委員会、県の文化課のほうとも調整しながら進めていきたいと思っております。本当に積極的に関係機関の長のほうに会って、私はこの間、会いましたら長が皆さんを集めていたので、県も我々のそういう村の思いが伝わったのかなという感じをしておりますので、その辺についてはぜひ進めていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 補足説明をしながらですけれども、2つ目の太陽光発電施設の設置についてということでの対応ですが、今村長のほうから話がありましたけれども、国のほうではFIT法と言われている固定価格買取制度が今年度で、8月に新しく改正されております。それが4月1日からの施行ということでもあります。その中には住民とのトラブル等もあるということから、トラブル解消のための内容が盛り込まれていくということになっております。先ほど村長のほうから1つあったんですが、訂正も含めてあるんですが、来年4月1日からの情報の提供ではなくて、どの業者がやっているかというものが実はもうわかるようになっていきます。ただそれは市町村のほうから国に対して情報公開をするようにということでの要請を、手続を踏まえてできるようになっています。情報公開条例の中でも厳しい審査がありますので、それも注意しながら、今手続を進めているところで、まだ国のほうからこちらのほうに手続の完了が終わっていないものですから、その内容についてはまだわからない状況になっています。どちらの業者が入っているとかですね。これから手続が完了次第それがわかっていて、行政のほうではわかるように、ただ外には出せないようになっていますので御理解いただきたいと思ひます。

それから先ほど罰則規定の話がありました。罰則規定については、9月議会のときにも話をいただいて勉強させてもらっているところですが、過料と罰則のところ、特に罰則のほうは、今これが国の認可であるということなので、私たちの市町村の条例の中では罰則規定は設けることができません。ただ、届け出に対する罰則のほうですね、今勉強させてもらっている中で、罰則規定を設けると幾つかの手続が必要になってきます。刑事的なものとかいろんなところへの手続が必要になるということで、今それを勉強しながらやっていくということで進めているところです。以上です。

（「もう1つ、業者に連絡したのかということ。喜如嘉で」と呼ぶ者あり）

○ 企画観光課長（福地 亮） 喜如嘉のところの業者については、今連絡はしてありません。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) 先ほど、企画観光課長が話していた太陽光の件で、喜如嘉の業者についてはこの条例ができれば情報提供をなさいたいということに基づいて情報を提供しております。それで区民も代議員会の中ではやっぱり不本意だと、おかしいと。特に村内、私が承知しているのが田港、それから大保。大保も隣の方がとてもじゃないけれども、そこは住宅地ということでやっているのに太陽光施設が設置されているということで、また今一時だったけれども、隣もやっぺいこうというのは今とまっているそうです。同じ業者かわからないんですけども、やっぱりその辺はきちんと関連している情報を得て、住民から苦情が出ているということも訴えながら、きちんと対応してもらいたいということをお願いしたいと思います。

河口閉塞の件については、村長頑張ってくださいたいと。

それから旧喜如嘉小学校の隣については、その辺、実は土地改良を外したんだけど、きちんと土地開発公社とかそういうところに一旦ゆだねて、区画整理してやっていったら問題なかったと思われま。そういう意味でも負の財産を受け継いでいるかもわかりませんが、一日も早い解決策を見出していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で吉濱 覺議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦勞さまでした。

(午後 2時35分)

平成28年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成28年12月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成28年12月13日 午前10時00分)

散 会 (平成28年12月13日 午前10時17分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 産業振興課長兼 大 城 武
農業委員会事務局長

副 村 長 島 袋 幸 俊 建設環境課長 新 城 寛

総務課長兼 神 里 富 松 会 計 課 長 山 城 咲 代
村史編纂室長

総務課参事 大 嶺 実 教 育 長 米 須 邦 雄

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 山 城 均

住民福祉課長 宮 平 和 美 選 挙 管 理 神 里 富 松
委員会書記長

企画観光課長 福 地 亮 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第47号	大宜味村税条例等の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
2	議案 第48号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
3	議案 第49号	大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
4	議案 第50号	平成28年度大宜味村一般会計補正予算	質疑 委員会付託
5	議案 第51号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質疑 委員会付託
6	議案 第52号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質疑 委員会付託
7	議案 第53号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	質疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第47号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第47号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第47号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第48号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第48号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第48号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第49号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第49号 大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第49号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第50号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第50号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） 1点だけお伺いしておきたいと思います。

18ページをお願いいたします。7款1項3目企業支援施設費についてお伺いしたいんですが、委託料として水源地調査業務委託400万円計上されているんですが、これはきのうの一般質問との関連であろうかと思うんですが、この水源地調査はどのような、場所とか、どのように執行されていくのか、その

辺を計上した根拠について、ひとつ説明だけを受けておきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） お答えいたしたいと思います。

7款1項3目の企業支援施設費を計上しております、水源地調査業務委託料400万円につきましては、企業支援賃貸工場に送水するためのもので、一般質問でもお答えしておりますように、新たな水源地確保を行うための補正として計上しております。これにつきましては、内容につきましては安根川流域の中流付近に土質ボーリング調査を行います。予算では5カ所分の調査を予定しております、ただし、調査開始時においては3カ所を行います。浸水試験、水質試験等を行いまして、企業支援賃貸工場への送水に可能な状況であることが確認されましたら、本格的なくみ上げのための工事に取り組んでまいります。早ければ今年度中での対応を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 先ほどと同じ意見ですが、新たに水源地を調査して、工事費を計上するということになると、今とっているところは返還を前提にしているのか。それから今場所の話はありましたので、水源が変わってくると水質あたりも変わる可能性が出てくると思います。そこら辺、また企業が使っている、例えば表示でありますとか、そういうものが変わる可能性もありますが、そこら辺は企業との調整は大丈夫なのか、その辺伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 先ほども話しましたように、この件につきましては、水質が本当に企業に適しているかどうかという調査ももちろん行ってからやっていきますけれども、正直申し上げまして、これが適用して工事に入りますと、2,000万円ぐらいの予算をまた補正しなければならないということになりますけれども、ぜひともその辺は、早目に対応しなければならないという思いをしておりますので、ひとつその辺は御理解いただきたいと思います。この調査に当たっては、今とっている湧き水、その水質と変わらないような状況の場所、とりあえず3カ所の調査を入れますから、その場所の水をくみ上げるという工程をとっていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 今の返還を予定している川、きのうの答弁のとおりであって、返還というか、上原との調整の中で進めていくものであるんですけども、水質について、まず新聞報道があったときに企業のほうへも状況の説明をさせていただいています。ただ、新たな水源地の確保というのは今におこったものではなくて、計画当初のほうから新たな水源というわけではなくて、1カ所の水源地ではなくて、数カ所の水源地の確保が必要だということとはもとの予定、予定というか、計画を持っておりました。というのは、1カ所だけでもし何かがあった場合には水を急遽送れなくなるというところで、その予定はして、平成26年度で予算を計上させていただいたものもあります。ただ、この水質が変わるということに関しては、企業のほうもやはり心配はしております、その辺でもできる限り、この安根川水系の中で、同じような石灰岩土質の中で水をまず探していこうということで計画をして、させてもらっているということの説明をしているところです。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 今、説明がありました、新しい水源が確保できるまでの間、今とっているところの上原区とトラブっているわけですけども、やはり企業にとっても、また村にとってもそれにか

かわる、働いている方々、いろんな方向に。今もう村と上原区だけの問題ではなくなってきたわけですよ。そういうことも含めて、そこら辺も穏便にというか、上原区と問題解決に向けて慎重に進めながら、新たな水源についても今後こういうことがないように十分に話し合っ、書面で契約なり、そういうことをやりながら進めていただきたいと思います。そういうことで村長、もう一度答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。当然、やはりそこに許可の必要なことについては、しっかりと承認を得て事業を進めていくというのは前提で、ぜひ進めていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第50号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第51号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第51号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第51号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第52号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第52号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第52号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第53号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第53号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算
を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第53号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ
いては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しま
した。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時12分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時16分）

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に吉濱 覺議員、副委員長に東 武久議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時17分)

平成28年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成28年12月14日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成28年12月14日 午後3時00分)

閉 会 (平成28年12月14日 午後4時17分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第4号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第47号	大宜味村税条例等の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第48号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第49号	大宜味村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第50号	平成28年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案第51号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
6	議案第52号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
7	議案第53号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
8	陳情第9号	子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
9	陳情第10号	貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
10	陳情第11号	「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
11	陳情第12号	介護保険制度の見直しに対する陳情書	委員長報告 質疑～表決
12	陳情第13号	「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
13	意見案第6号	子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書	提案説明 付託省略
14	意見案第7号	貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める意見書	提案説明 付託省略
15	意見案第8号	無料低額診療事業の保険薬局への拡充を求める意見書	提案説明 付託省略
16	意見案第9号	介護保険制度の見直しに対する意見書	提案説明 付託省略
17	意見案第10号	「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める意見書	提案説明 付託省略
18	意見案第11号	米軍北部訓練場ヘリパッド建設に抗議する県民への県外機動隊員による差別的発言に対する意見書	提案説明 付託省略
19		発言訂正申出書について	

◎開議の宣告

○ 議長（平良嗣男） これから本日の会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎議案第47号～議案第49号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第47号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例、日程第2 議案第48号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び日程第3 議案第49号 大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の3件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第176号

平成28年12月13日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 吉濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第47号	大宜味村税条例等の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第48号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第49号	大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（吉濱 覺） ただいま議題となりました議案第47号、議案第48号及び議案第49号の3件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長、財務課長及び住民福祉課長の出席を求め、12月13日午後1時30分の審査予定を3時間繰り上げて午前10時30分から審査しました。

まず、議案第47号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例について、を報告いたします。

本案は、第1条に大宜味村税条例の一部を改正する条例と、平成25年条例第20号にて改正した附則の未施行の部分の一部改正を2条で改正しております。

主な改正内容は第1条の改正では、修正申告等による延滞金の基礎となる期間の見直しに伴う改正です。施行期日は、平成29年1月1日からとなっております。

附則第6条については、個人住民税における医療費控除の特例の新設で健康の維持増進及び疾病予防への取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、特定一般用医薬品等の購入費用の年間1万2千円を超えて支払った場合に、その購入費用（年間10万円限度）のうち、1万2千円を超える額を所得控除するものであります。施行期日は、平成30年1月1日からとなっております。

第2条による改正では、平成25年条例第20号にて改正した附則の未施行の部分の整備であります。日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため日台民間租税取決めが締結されたことを受け、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等に関する法律」が一部改正されたことに伴う改正であります。施行期日は、平成30年1月1日からとなっております。附則について、第1条は施行期日、第2条は村民税に関する経過措置の規定であります。

次に議案第48号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本案は、大宜味村税条例の改正による村民税の分離課税される利子や配当が、国保税算定に用いる総所得金額に含まれていることから、大宜味村国民健康保険税条例も同様の改正となっております。

次に、議案第49号 大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、を報告いたします。

主な改正内容は、身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている75歳以上の者への医療費助成は実施されているが、第2条中第2項「医療保険各法」中に高齢者の医療の確保に関する法律を加えております。

3条は、療養介護医療費及び基準等療養介護費に係る自己負担額を助成対象に改めております。第4条は、住民基本台帳法や国民健康保険法に規定する施設を対象とすることに改めております。

この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することとなっております。

議案第47号、議案第48号及び議案第49号の3件についていずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第47号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第48号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第49号 大宜味村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 大宜味村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第50号～議案第53号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第4 議案第50号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算、日程第5 議案第51号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第6 議案第52号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び日程第7 議案第53号 平成28年度大宜味村公共下水道事業

特別会計補正予算の4件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第178号

平成28年12月14日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

予算審査特別委員会

委員長 吉濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第50号	平成28年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第51号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第52号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第53号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致

(吉濱 覺 予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長 (吉濱 覺) ただいま議題となりました議案第50号から議案第53号までの4件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、12月14日午前10時から審査を行いました。

議案第50号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算

議案第51号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

議案第52号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

及び、

議案第53号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算

の4件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長 (平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第50号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第51号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第52号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第53号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第53号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第9号～陳情第13号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 陳情第9号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書、日程第9 陳情第10号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書、日程第10 陳情第11号 「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書、日程第11 陳情第12号 介護保険制度の見直しに対する陳情書及び日程第12 陳情第13号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書の5件を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第177号

平成28年12月13日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 吉濱 覺

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
9	平成28年 11月7日	子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置
10	平成28年 11月7日	貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置
11	平成28年 11月7日	「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置
12	平成28年 11月7日	介護保険制度の見直しに対する陳情書	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置
13	平成28年 11月7日	「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置
14	平成28年 11月7日	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について	審査未了		

(吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（吉濱 覺） ただいま議題となりました陳情第9号から陳情第13号の5件について、12月13日午前10時30分から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

5件について、全会一致をもって採択すべきものと決定し、採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告いたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第9号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第9号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第9号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第9号は、採択することに決定しました。

これから陳情第10号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第10号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第10号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第10号は、採択することに決定しました。

これから陳情第11号 「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第11号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第11号 「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第11号は、採択することに決定しました。

これから陳情第12号 介護保険制度の見直しに対する陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第12号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第12号 介護保険制度の見直しに対する陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第12号は、採択することに決定しました。

これから陳情第13号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第13号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第13号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第13号は、採択することに決定しました。

◎意見案第6号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第13 全員発議により提出されました意見案第6号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

- 6番(前田 孝) それでは意見案第6号を提案いたします。

子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月14日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 大城佐一 仲井間宗利 金城 勇 宮城辰徳 安里重和 吉濱 覺

賛成者 東 武久

提案理由 国において、地方自治体が単独で行う窓口無料化に伴う「罰則」を廃止するとともに、全国一律の子どもの医療費に対する助成制度を創設するよう強く要望するため。

意見書を朗読いたします。

子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書

子どもが病気やけがで医療機関を受診すると、医療費の3割(小学校入学前は2割)を自己負担します。この負担が、アトピー性皮膚炎やぜんそくなど慢性疾患で継続的な治療が必要な子どもがいる家庭に重くのしかかっている。急に高熱が出たのに手元にお金がなくて病院に行けない事態は、病状が急変しやすい幼い子どもたちにとって命にかかわる問題である。

「お金がなくても子どもが医者にかかれるように」と、医療費無料化を求める運動が全国各地で巻き起こり、自治体独自の助成制度を導入する動きが広がりました。中学3年までの無料化を実現した群馬県では、無料化後、虫歯処置完了の子どもが全国平均を上回った。医療費無料化が所得の違いに関係なく、全ての子どもの健康を守る上で大きな役割を果たしている。経済的負担が軽くなることで病気の早期発見・治療が可能となり、重症化を防ぐ効果も生まれていることは明白である。

ところが、国は、独自に窓口無料化をしている自治体に対し国民健康保険の国庫負担金の減額という「罰則（ペナルティー）」を科し、子育て支援の取り組みを妨げている。全国知事会も「少子化対策に取り組む地方の努力の足を引っ張るもの」と廃止を求め続けている。

子育て世代を応援する医療費助成は、少子化や地方の人口減少に歯止めをかける重要な制度であるだけでなく、「子どもの貧困」が広がる中、いよいよ緊急課題になっている。

よって、国において、地方自治体が単独で行う窓口無料化に伴う「罰則」を廃止するとともに、全国一律の子どもの医療費に対する助成制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月14日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第6号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第6号について討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第6号 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第7号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 全員発議により提出されました意見案第7号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○ 6番（前田 孝） それでは意見案第7号を提案いたします。

貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月14日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 大城佐一 仲井間宗利 金城 勇 宮城辰徳 安里重和 吉濱 覺

賛成者 東 武久

提案理由 日本の子どもの貧困率は6人に1人、とりわけ沖縄県では3人に1人が貧困の状態のなか、親の貧困解消のために、最低賃金の大幅な引き上げや最低保障年金制度の創設などを行うよう強く要望するため。

意見書を朗読いたします。

貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める意見書

日本の子どもの貧困率は6人に1人、とりわけ沖縄では3人に1人が貧困の状態にあります。特に一人親世帯において深刻で、水道や電気などのライフラインが止められたりした家庭も少なくはありません。就学援助制度や生活保護といった既存の制度も活用していない、または知らないといった状況も報告されている。

子どもの貧困は、家庭の経済的困難から学業や健康、成長に大きく影響し、時には生命に関わることもあります。給食費などの学校納付金が納められず、遠足や修学旅行などの学校行事に参加できなかったり、通院するための費用を準備できなくて病気を長引かせ、重体になったりといったケースも報告されるなど、深刻である。

非正規労働者が多いことからくる低賃金、長時間労働という親の労働環境は、子どもの貧困の背景に大きく関係している。また認可保育所の圧倒的な不足、民設民営の学童保育の多さから来る高い保育料と多い待機児童といったことなどから子どもを預けて安心して働くことができないなど働く親への支援が不足していることも影響している。

お金がないために満足に食事ができなかったり、進学や学校行事への参加をあきらめたりすることなどがないように、次の事項について強く要望する。

記

1 親の貧困解消のために、最低賃金の大幅な引き上げ、非正規雇用の規制、申請しやすい生活保護行政による生活保護率の向上、最低保障年金制度の創設などを行うこと。

2 就学援助金を元の国庫補助金へ戻すこと。同時に、給食費の無償化を実現すること。

3 国の制度として高校生や大学生などへの給付型奨学金制度を創設すること。

4 教育予算の大幅な増額により、保護者の経済的な負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月14日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第7号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第7号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第8号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 全員発議により提出されました意見案第8号 無料低額診療事業の保険薬局への拡充を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。8番 吉濱 覺議員。

（8番 吉濱 覺議員 登壇）

○ 8番（吉濱 覺） 意見案第8号 無料低額診療事業の保険薬局への拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月14日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 吉濱 覺 大城佐一 仲井間宗利 金城 勇 宮城辰徳 前田 孝 安里重和

賛成者 東 武久

提案理由 生活困難者が安心して無料低額診療事業が受けられるよう、保険薬局を対象事業所とするよう求めるため。

朗読して意見書を読み上げたいと思います。

無料低額診療事業の保険薬局への拡充を求める意見書

我が国は国民皆保険にもかかわらず、経済的な理由で十分に医療がかかれない方も少なくありません。沖縄県内においても、子どもの貧困が全国ワースト1であり、格差と貧困が広がっており、経済的困難な方が多数おられる。そのような方に対しては、一定の基準を満たせば、社会福祉法第2条第3項第9号の「生活困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業（無料低額診療事業）」を実施している医療機関において診療を受けることができる。

しかし、医薬分業が進展する昨今において、保険薬局は無料低額診療事業の対象事業所になれないことから、院外処方箋を発行する無料低額診療事業の医療機関を受診された患者の薬の自己負担はその対象となっていないため、治療を中断する事態も生まれている。

深刻な状況を受け、自治体独自に無料低額診療制度を受けている患者に対し保険薬局での薬代の助成実施が広がっており、利用者から喜ばれている。沖縄県内では那覇市が薬代の助成を行っている。この制度を確実に生活困難者の受療権を守ることができるよう、安心して無料低額診療事業が受けられるよう、保険薬局を対象事業所とするよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月14日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第8号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第8号 無料低額診療事業の保険薬局への拡充を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第9号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 全員発議により提出されました意見案第9号 介護保険制度の見直しに対する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。5番 宮城辰徳議員。

（5番 宮城辰徳議員 登壇）

○ 5番（宮城辰徳） 意見案第9号 介護保険制度の見直しに対する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月14日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 宮城辰徳 大城佐一 仲井間宗利 金城 勇 前田 孝 安里重和 吉濱 覺

賛成者 東 武久

提案理由 介護保険制度の見直しに対して、利用者本人も家族も安心して利用できる制度となるよう強く要望するため。

内容を朗読します。

介護保険制度の見直しに対する意見書

現在、政府内で介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料2割負担の対象者を拡大する、要介護1、2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移す等、さらなる給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」「利用料が2倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する悲痛な声が多く寄せられています。家族の介護負担を増大させるこうした見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも真っ向から反するものです。サービスの削減・負担増では高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢化がますます進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者・国民の願いです。そして介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければなりません。

介護保険制度の見直しに対して、利用者本人も家族も安心して利用できる制度になるように、次の事項について強く要望する。

記

- 1 生活援助をはじめとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと。
- 2 家族の介護負担が軽減されるよう制度を技術的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと。
- 3 介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化をはかること。
- 4 上記1、2、3を実現するため、政府の責任で必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月14日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第9号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第9号 介護保険制度の見直しに対する意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第10号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第17 全員発議により提出されました意見案第10号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。8番 吉濱 覺議員。

(8番 吉濱 覺議員 登壇)

○ 8番(吉濱 覺) 意見案第10号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月14日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 吉濱 覺 大城佐一 仲井間宗利 金城 勇 宮城辰徳 前田 孝 安里重和

賛成者 東 武久

提案理由 介護保険が、利用者にとっても、利用者家族にとっても、安心して利用できる制度として信頼を高め、重症化を予防することで保険財政悪化も防げるように、「要介護1、2」などの軽度者を「保険給付から除外」する計画を中止するよう強く要望するため。

内容を朗読します。

「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める意見書

長寿を喜び、高齢者を尊ぶ習慣がわたしたちの社会にありました。しかし、医療や介護の自己負担増大や長期療養の受け皿の困難も進み、自己責任論が流布される中、長寿を本人も家族も喜ばない風潮が広がっています。「医療難民」「介護難民」「介護自殺」「介護殺人」までも社会問題化しています。こんな時代だからこそ、高齢者も家族も安心して生活できる介護保障の充実が求められます。しかし、現在の介護保険制度の動向は、充実とは逆で、昨年4月に、「要支援者に対するデイサービスとホームヘルプサービスを介護保険から市町村の事業に移す」「特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定する」「介護報酬を大幅に引き下げる」など、介護保険の範囲縮小等の制度改定が実施されたばかりですが、財務省は、利用者にとってさらに改悪となる提案を準備しています。具体的には

◇軽度者（要介護1、2）への生活援助を原則自己負担に

◇軽度者の福祉用具・住宅改修を原則自己負担に

◇要介護1、2の通所介護を市町村事業へ移行させる

◇65歳から74歳の利用料負担を原則2割へ

このまま実行されると、要介護認定を受けた人（約444万人）の過半数を占める要介護1、2の軽度者（約229万人）の訪問介護などを保険給付からはずれることとなります。財務省の財政制度審議会では、清掃や調理の生活援助利用が軽度者に多いことを繰り返し問題視し、「原則自己負担」を求めており、実施されたなら利用者は10倍の自己負担増になります。利用抑制が一時進み、一見保険財政は改善されたようにみえますが、利用者家族の生活困難や介護離職の増加、さらに長期的には重症化による介護保険財政の悪化という悪循環を生むこととなります。

生活援助サービスは、訪問介護で、掃除、洗濯、調理、買い物、薬の受け取り、衣類の整理・補修、ベッドメイクなど、日常生活を支えています。生活援助は、ケアプランに基づき計画的に実施されているもので、専門家が利用者の状態に気づき、早期対応を可能にしています。生活援助の「保険給付からの除外」は、そのような対応を難しくし、その結果、利用者の重症化がすすみ、むしろ介護保険財政を圧迫しかねません。「医療・介護総合法」では、市町村の事業に移され、平成29年度から全自治体で実施するとしていますが、各地で「受け皿」不足が浮き彫りになり、利用者・家族の不安を高めています。特別養護老人ホームの入所条件も「要介護3」以上とされたため、「要介護2」以下の人たちの行き場探し、ますます困難になっています。介護保険は保険料を払うことで介護サービスを利用できる制度として成り立ってきました。それが、サービスの後退の連続では、「負担あってサービス無し」という「制度の根幹」にかかわる重大な問題と言わざるをえません。介護保険が利用者にとって、安心して利用できる制度として信頼を高めるために、次の事項について、強く要望する。

記

1 介護保険が、利用者にとっても、利用者家族にとっても、安心して利用できる制度として信頼を高め、重症化を予防することで保険財政悪化も防げるように、「要介護1、2」などの軽度者を「保険給付から除外」する計画を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月14日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣
以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第10号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第10号について討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第10号 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第11号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 金城勇議員外3名より提出されました意見案第11号 米軍北部訓練場ヘリパッド建設に抗議する県民への県外機動隊員による差別的発言に対する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。4番 金城 勇議員。

（4番 金城 勇議員 登壇）

○ 4番（金城 勇） 意見案第11号 米軍北部訓練場ヘリパッド建設に抗議する県民への県外機動隊員による差別的発言に対する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月14日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 金城 勇 前田 孝 吉濱 覺

賛成者 東 武久

提案理由 県民の尊厳を守る立場から、県外機動隊員の公務中による差別発言に対し、厳重に抗議し、県民への謝罪を強く求めるため。

米軍北部訓練場ヘリパッド建設に抗議する県民への県外機動隊員による差別的発言に
対する意見書

去る10月18日午前9時45分頃、東村高江の北部訓練場N1地区ゲート横の丘に設置された仮設フェンス沿いで、警備活動中の県外機動隊員が抗議する県民に対し、「土人」、「シナ人」との差別発言があった。このような発言は極めて差別的で、沖縄県民を植民地的に見下すもので、悪質発言と言わざるを得ないものであり、断じて許されるものではない。

侮辱的発言が出る背景には、差別意識から発せられたとの問題意識を指摘せざるを得ない。

よって、本村議会は、県民の尊厳を守る立場から、県外機動隊員の公務中による差別発言に対し、厳重に抗議し、県民への謝罪を強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月14日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 沖縄及び北方対策担当大臣、警察庁長官、国家公安委員長、沖縄県警察本部長、沖縄県公安委員長

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第11号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番 大城佐一議員。

（1番 大城佐一議員 登壇）

○ 1番（大城佐一） 意見案第11号に対して、反対の立場で討論を行います。

先月、ある議会で賛成多数で可決された意見書を見て、ヘリパッド建設反対者の言動に唾然としました。その意見書の一部を読み上げますと、ヘリパッド建設をめぐる反対住民の言動がエスカレートし、現場は混乱状態であることが県議会本会議や委員会で明らかとなった。その内容は、反対派による警察官及び沖縄防衛局職員に対する次のような発言からも明白である。1、お前は心がゆがんでいるから顔もゆがんでいる。2、米軍の犬、政府の犬、安倍の犬、デブ、豚、熊。3、お前ら、顔を覚えているからまちで会ったら覚えておけ、死んでいるから。4、次、会ったときは殺し合いのけんかだ。お前の顔と家族の顔をネットで世界にアップしてやる。孫の代まで呪ってやるからな。5、お前の家はわかっているぞ。横断幕を設置してやる。お前らは犬だから言葉はわからないだろう。6、お前が戦争に行つて

死ぬ。7、火炎ビンや鉄パイプで戦う方法もある。8、俺は死ぬときは一人では死なないからな。9、まちを歩くときは後ろに気をつけろ、ばかやろう。よそ者が何しに来たか、くそつたれ、帰れ。などの発言がある。これは100以上ある反対者の言動の中の一部であります。こうした警察官の人格、尊厳を傷つける発言は問題とせず、警察官の発言のみを取り上げることは余りに一方的と言わざるを得ない。各種の反対運動を行う権利は保障されているとはいえ、異常な事態が続いていることは看過できない。

私、個人的にも何事もなく、いきなり自分に土人と言われたら黙っていません。また、許すことができません。しかし、先ほど述べたようなヘリパッド建設反対者の言動があったことにもかかわらず、これまで何一つ取り上げられることなく、土人発言だけがひとり歩きし、ピンポイントだけをクローズアップし、前後の言動、行動はどうだったのか。何一つ見えないことに大変疑問を感じ、本意見書に賛成ですとは到底言えない。

議員各位の皆さん、先ほど述べたヘリパッド建設反対者の言動があなたに言われたらどう思いますか。黙っていますか。今現在、取り上げられていることが本当に民主主義なのか。そして先ほどの言動が民意の意思なのか、大変残念に思えてなりません。本意見案に、本村議会は県民の尊厳を守る立場からとありますが、9月議会でも述べたように、議会を無視し、議員の尊厳を踏みにじった行動はどう思いますか。到底容認することはできない。本意見書の提出者の中には、前述の言動を聞いたことがあると認めています。人の足下はよく見えて、自分の足下は見えない、見ない。この行動は看過できるものではありません。

ヘリパッド建設現場における警察官による土人発言は、不適切なものでもあった。この件に関し、沖縄県警察本部も10月19日に謝罪し、当の警察官も処分された。不当な差別的な言動はいかなるものに対してもあってはならない。私は、決して不当発言をした人を擁護するわけではない。公正、平等な社会を望む一人として反対の討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。

8番 吉濱 覺議員。

（8番 吉濱 覺議員 登壇）

○ 8番（吉濱 覺） 意見案第11号 米軍北部訓練場ヘリパッド建設に抗議する県民への県外機動隊員による差別的発言に対する意見書について、賛成の立場で討論行います。

現場で警備に当たる県外機動隊員は、言動が録音、録画されて、拡散される可能性をあらかじめ知り得た状況下で発信された。土人なる言葉は、売り言葉に買い言葉の偶発的な発言とは違い、より強い確信を持って繰り出された。録画上等の挑発の暴言にある。しかも、土人は意味内容からして特定個人に向けられた罵倒ではない。むしろ、沖縄県民全般を対象として発せられた侮辱の意味を、強い意味を持っている。土人は1つの民族なり、1つの集団として侮辱する差別の意味合いから沖縄差別として受け取られる。

一機動隊員の不心得から出てきた偶発な暴言ではなく、本土から公務をあびてやってきた機動隊員が沖縄の住民を土人と呼んだ今回の事件は、沖縄の置かれている地政学的な位置と沖縄の人々が侵略や切り捨てなどを受けた歴史を踏まえて考えるなら、単に不適切な表現の問題として片づけられる話ではない。

よって、本意見書を採択していただきますよう、各議員の賛同を求め、賛成討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

7番 安里重和議員。

(7番 安里重和議員 登壇)

○ 7番(安里重和) 意見案第11号 米軍北部訓練場ヘリパッド建設に抗議する県民への県外機動隊員による差別的発言に対する意見書について、反対の立場で討論をいたします。

去る10月18日、高江ヘリパッド建設に反対する県民に県外機動隊員が土人、シナ人発言は不適切、また差別的発言であり、人権の上からも疑問視される問題である。この件に関し、沖縄県警察本部も10月19日に謝罪し、当機動隊員も処分された。

しかしながら、現場の報道からも見てわかるように、ヘリパッド問題をめぐる反対派県民と機動隊員の衝突は次第にエスカレートしている。現場は混乱状態で双方とも譲らず、平行線をたどり、お互いに感情的になっており、土人、シナ人発言はその状況から発せられた言葉ではないか。反対派県民は、機動隊員に対し、やくざとかフラー、フリムン、ディキランヌー、お前は心がゆがんでいるから顔もゆがんでいる。米軍の犬、政府の犬、安倍の犬、デブ、豚、熊など、まだまだ数多くの暴言を発言している。国頭村の採石場入り口付近では、反対派県民が歩道両サイドを占領し、小学校へ通う子供たちから怖いとの話を聞き、学校へ登校できるよう道をあけてくださいと願い出た国頭村議会議員には、名指しでお前はばかやろうと罵声を浴びせ、この子供をここへ連れてこいなど暴言発言、すぐそばには新聞記者もおりました。また、ヘリパッド建設に従事している建設業者を名指しで横断幕に書き、誹謗中傷の言葉も確認されている。

このようなことはないがしろにして、一方のみを大きくクローズアップし、あおり報道をするマスコミにも問題があるのではないか。このような問題を放置しながら、県外機動隊員の言葉のみに過剰に反応した意見書には賛成できない。議員各位の賛同を申し上げまして、反対討論といたします。

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで討論を終わります。

これから意見案第11号 米軍北部訓練場ヘリパッド建設に抗議する県民への県外機動隊員による差別的発言に対する意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(可否同数)

○ 議長(平良嗣男) 可否同数であります。

したがって地方自治法第116条第1項の規定によって、議長は本案に対し裁決します。

意見案第11号については、議長は可決と裁決します。

○ 議長(平良嗣男) 本日のお手元に配りましたとおり、村長からの発言訂正申出書が提出されました。

お諮りします。村長からの発言訂正の申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって村長からの発言訂正の申し出を許可することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第9回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午後 4時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員